





## 改訂にあたって

堺市は、2009年1月に国より環境モデル都市<sup>※1</sup>として選定され、同年4月には「堺市環境モデル都市行動計画」を策定し、市民、事業者の皆様と協働し、“快適な暮らし”と“まちの賑わい”が持続する低炭素都市『クールシティ・堺』の実現をめざし取り組んできました。

その取組のひとつとして、本市では、大阪府から事務の移譲を受けて、大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「府条例」という）に基づき、『堺市建築物の総合環境配慮制度（略称：CASBEE<sup>※1</sup>堺）』を2011年8月から実施しています。本制度は、環境に配慮した建築物の普及を図ることを目的に、建築主に建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を促すとともに、環境配慮の取組内容の提出を求め、その概要を公表する制度です。

2012年7月からは、「届出の対象規模拡大」及び「一定条件の不動産広告への環境性能表示の義務付け」を、2015年4月からは、「太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備の導入検討の義務付け」及び「非住宅部分の延べ面積が10,000㎡以上の場合における省エネ基準への適合義務」を開始しました。

今般、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」により、一定の非住宅建築物の新築・増改築時における一次エネルギー消費量の基準への適合が義務化されたことから、府条例が改正され、非住宅部分の延べ面積が2,000㎡以上の新築等において外皮基準への適合と住宅部分の延べ面積が10,000㎡以上かつ高さが60m以上の新築等において外皮、一次エネルギー消費量の双方の基準への適合が2018年4月1日から義務化されることとなりました。また、市民に広く知ってもらうことを目的に、2018年4月1日以降の届出される特定建築物について、建築物環境性能表示ラベルを工事現場の見やすい場所に表示することが義務化されることとなりました。

このことから、2018年3月に本マニュアルを改訂しました。本マニュアルは、『CASBEE 堺』の内容と建築物環境計画書の作成や届出の手続き及び環境配慮の評価システム等について解説しています。市民、建築主、設計者、販売等受託者<sup>※3</sup>の皆さまには、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

2018年3月 堺市

### < 語句の解説 >

- ※1 CASBEE（建築環境総合性能評価システム）：国土交通省の支援のもと、産官学の共同により開発されたシステムです。  
どれだけ環境に配慮した建築物であるかを評価、格付けする全国共通のものさしとして、全国24の自治体で用いられています。  
**CASBEE(キャスビー) = Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency**
- ※2 環境モデル都市：低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組みに挑戦する都市として、国から認定された都市です。  
(本市を含め13都市が認定されています。)
- ※3 販売受託者：本制度を用いて、届出する建築物の販売または賃貸の代理または媒介するものをいいます。

本制度では、建築物の環境配慮を評価するソフトとして、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構の「CASBEE－建築(新築)2016年版」を使用いたします。この評価ソフトにつきましては、発行元のマニュアルをご参照ください。  
詳しくは、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構のホームページ(<http://www.ibec.or.jp/>)をご覧ください。

# 目 次

## 第1章 堺市建築物の総合環境配慮制度(CASBEE 堺)

1. 「CASBEE」の名前を始めて聞いた方のために.....	3
2. CASBEE評価ソフトで評価できる建築物.....	5
3. 「CASBEE堺」の目的.....	6
4. 制度の位置づけ.....	6
5. 届出義務がある建築物.....	6
6. 任意の届出となる建築物.....	7
7. 「CASBEE堺」の評価方法.....	8
8. 評価方法と表示方法の基準.....	9
9. 届出の手続き.....	12
10. 提出書類.....	14
11. CASBEE堺 建築環境賞.....	19
12. 届出の概要の公表.....	19

## 第2章 環境性能表示制度

1. 制度の概要.....	23
2. 建築物環境性能の表示内容.....	23
3. 表示が必要な広告.....	23
4. 工事現場への表示ラベルの掲出.....	24
4. 同一敷地内の複数棟を同一の広告に掲載する場合の取扱い.....	24
6. 販売等の建築物で、一部で評価があてはまらない場合の取扱い.....	24
7. 表示の届出.....	24
8. 変更後の表示の取扱い.....	24
9. 購入者等への説明.....	25
10. 表示に係る検査.....	25
11. 表示の有効期限.....	25
12. ラベルを見る時の注意点.....	25
13. その他留意事項.....	26

## 第3章 「CASBEE 建築(新築)」の解説補足資料

1. 適切な評価のために.....	29
2. 評価ソフトの入力方法について.....	31
3. 堺市重点項目の入力方法について.....	35
4. 「LR3- 2.3.3 交通負荷抑制」について.....	37
5. 「LR3- 2.1 大気汚染防止」について.....	38
6. 「LR3- 3.1.1 騒音」について.....	38
7. 「LR3- 3.1.2 振動」について.....	38
8. 「LR3- 3.1.3 悪臭」について.....	39

## 第4章 資料編

1. 届出等の書式.....	43
2. 大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋)と同施行規則(抜粋).....	49
3. 建築物環境配慮指針.....	59
4. 建築物の環境配慮技術の手引き.....	61
5. おおさか環境にやさしい建築賞.....	61
6. 堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱.....	62



# 第1章

## 堺市建築物の総合環境配慮制度 (CASBEE堺)

### 条例改正のポイント

大阪府温暖化の防止等に関する条例が改正され、次の項目が2018年4月1日から施行されます。主な改正点は次の3つです。

- ①非住宅部分の延べ面積が2,000㎡以上の新築等において外皮基準への適合義務化
- ②住宅部分の延べ面積が10,000㎡以上かつ高さが60m以上の新築等において外皮、一次エネルギー消費量の双方の基準への適合義務化
- ③建築物環境性能表示ラベルを工事現場の見やすい場所に表示することを義務化

- 届出様式・CASBEE評価システム・建築物環境性能表示ラベルが新しくなります。
- 非住宅部分の延べ面積が2,000㎡以上のもの、住宅部分の延べ面積が10,000㎡以上かつ高さが60m以上のものについては、省エネ基準に適合しているかを確認するとともに、適合状況についてホームページ上に公表します。



第1章 堺市建築物の総合環境配慮制度(CASBEE堺)

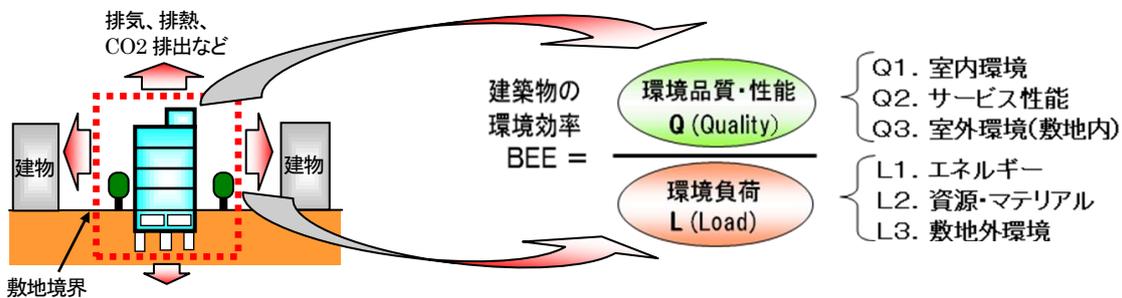
1 「CASBEE」の名前を初めて聞いた方のために

本制度では、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構の評価ソフトであるCASBEE 建築(新築)を使用します。CASBEE(建築環境総合性能評価システム)とは、国土交通省の支援のもと産官学の共同により開発されたシステムで、どれだけ環境に配慮した建築物であるかを評価・格付けする全国共通の「ものさし」です。現在、本市を含め、全国で24の自治体で使用されています。

評価ソフトの「CASBEE 建築(新築)」と評価マニュアルは、同機構の「CASBEE 建築(新築)」のページから無料でダウンロードできます。評価ソフトは、2016年版の最新バージョンを使用してください。( <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm> )

Q1. CASBEE評価の仕組みは?

A1. より良い環境品質・性能(Q)の建築物を、より少ない環境負荷(L)で実現しているかを評価します。  
※評価結果については、評価ソフトごとに有効期限があります。CASBEE新築(簡易版)は竣工後3年間有効です。



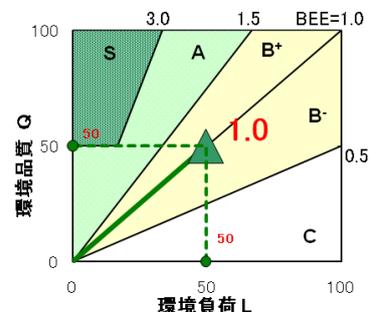
QとLの評価する項目は、合計でおよそ90項目です。  
Qを分子に、Lを分母とする指標を、建築物の環境効率BEEといい、Qが大きく、Lが小さい、つまりBEEの値が高い建物ほど環境性能が良い評価となります。

評価項目	小項目の名称
Q1 室内環境	1.音環境 2.温熱環境 3.光・視環境 4.空気質環境
Q2 サービス性能	1.機能性 2.耐用性・信頼性 3.対応性・更新性
Q3 室外環境	1.生物環境の保全と創出 2.まちなみ・景観への配慮 3.地域性・アメニティへの配慮
L1 エネルギー	1.建物の熱負荷抑制 2.自然エネルギー利用 3.設備システムの高効率化 4.効率的運用
L2 資源・マテリアル	1.水資源保護 2.非再生性資源の使用量削減 3.汚染物質含有材料の使用回避
L3 敷地外環境	1.地球温暖化への配慮 2.地球環境への配慮 3.周辺環境への配慮



Q2. 格付けの方法は?

A2. BEEの値から、Sランク~Cランクまでの5段階の格付けとなり、赤星の数で表示します。  
Qの値(0~100点)を縦軸に、Lの値(0~100点)を横軸とするグラフ上に表示することにより、異なる建物の環境性能を明瞭に比較することができます。



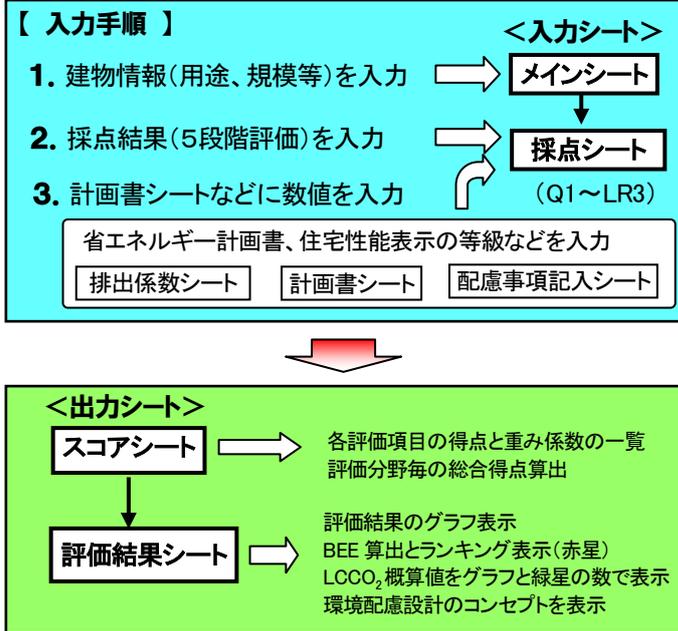
Q3. 評価しない項目はあるの?

A3. 審美性とコストや収益性は評価しません。  
建物の配置、形状、外装材料などの景観配慮、地域性に対する取組みは評価しますが、「建物の美しさ」などの審美性は評価しません。  
また、建物の市場価値、事業がもたらす収益性など、コストや収益性は地球環境とは別の視点からとらえるものであるため、評価しません。

ランク	評価	BEE値	ランク表示
S	素晴らしい	BEE=3.0以上、Q=50以上	赤★★★★★
A	大変良い	BEE=1.5以上3.0未満	赤★★★★
B+	良い	BEE=1.0以上1.5未満	赤★★★
B-	やや劣る	BEE=0.5以上1.0未満	赤★★
C	劣る	BEE=0.5未満	赤★

Q4. どう採点すればいいの？

A4. 評価ソフトは、表計算ソフト上で簡単に入力できるように開発されています。入力手順の概要は、次のようになります。



省エネ法の届出書類を基に、数値を入力すればいいんだね



※詳細は、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構発行の評価マニュアルをご覧ください。

【メインシートの例】

**CASBEE<sup>®</sup>-建築(新築) 評価ソフト**

バージョン CASBEE-80\_NC\_2014(V.2.0)  
■使用評価マニュアル CASBEE-建築(新築)2014年度版

**1) 概要入力**

① 建物概要  
 ■建物名称 ○○○ビル  
 ■建設地・区域区分 ○○○市  
 ■地域・地区 商業地区、防犯地区  
 ■竣工年(予定/竣工) 2016年12月  
 ■敷地面積 XXX ㎡  
 ■建築面積 XXX ㎡  
 ■延床面積 3,000.00 ㎡  
 ■建築用途名 ○○事務所

② 詳細入力  
 ■階数 地上○○F  
 ■構造 RC造  
 ■平均居住人員 XXX 人(想定値)  
 ■年間使用時間 XXX 時間/年(想定値)

③ 評価の実施  
 ■評価の実施 2014年7月8日 実施設計段階  
 ■作成者 ○○○  
 ■確認日 2014年10月8日  
 ■確認者 ○○○  
 ■LCCO<sub>2</sub>の計算 標準計算 → L1000計算条件シート(標準計算)を入力

④ 敷地面積入力  
 事務所 3,000.00 ㎡ 事務所 3000.00 ㎡  
 学校 0.00 ㎡ 幼稚園・保育園 小学校(北海道) 小学校(北海道以外) 中学校  
 物販店 0.00 ㎡ 大学・専門学校 テント・ストレーパー その他物販店  
 飲食店 商業ホール 劇場・ホール 展示場 大規模小売店舗  
 集会所 0.00 ㎡ 事務所 事務所  
 工場 小売店(9.9㎡以下) 小売店(9.9㎡以下)  
 病院 小売店(9.9㎡以下) 小売店(9.9㎡以下)  
 ホテル 小売店(9.9㎡以下) 小売店(9.9㎡以下)  
 非住宅 小計 3,000.00 ㎡ 専用部  
 集合住宅 0.00 ㎡ 専用部

⑤ 主要数値部分の比率  
 ■病室の床面積のうち、病室部分の床面積の比率  
 ■病室以外の床面積のうち、病室以外の床面積の比率  
 ■集合住宅の床面積のうち、住戸部分の床面積の比率

⑥ 計算出力  
 ■スコアシート  
 ■採点結果シート  
 ■LCCO<sub>2</sub>計算結果シート  
 ■排出係数計算  
 ■採点結果計算

関連する建築基準法  
 ■事務所、行先、図書館、博物館、劇場など  
 ■小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など  
 ■物販店、マーケットなど  
 ■飲食店、喫茶店、居酒屋など  
 ■飲食店、喫茶店、居酒屋、スポーツジム、体育館、劇場、映画館、展示場など  
 ■工場、倉庫、倉庫、卸売市場、電気室など  
 ■劇場、老人ホーム、身体障害者福祉センターなど  
 ■ホテル、旅館など  
 ■集合住宅(戸建は対象外)

【採点シートの例】

Q1 室内環境

色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメントを記入のこと

1 音環境

1.1 音環境

重み係数(既定) = 0.50

建物全体・共用部分	事務所(待合・ホ工・住)	学(大学等・病・診)	物・教	会	学(小中高)	住居・宿泊部分	病・ホ・住
レベル 3.0	50 < [騒音レベル]	45 < [騒音レベル]	55 < [騒音レベル]	40 < [騒音レベル]	60 < [騒音レベル]	レベル 3.0	45 < [騒音レベル]
レベル 2	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	50 < [騒音レベル] ≤ 60	レベル 2	[該当するレベルなし]
レベル 3	45 < [騒音レベル] ≤ 50	40 < [騒音レベル] ≤ 45	50 < [騒音レベル] ≤ 55	35 < [騒音レベル] ≤ 40	45 < [騒音レベル] ≤ 50	レベル 3	40 < [騒音レベル] ≤ 45
レベル 4	40 < [騒音レベル] ≤ 45	35 < [騒音レベル] ≤ 40	45 < [騒音レベル] ≤ 50	30 < [騒音レベル] ≤ 35	40 < [騒音レベル] ≤ 45	レベル 4	35 < [騒音レベル] ≤ 40
レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 35	レベル 5	[騒音レベル] ≤ 35

重音：室内許容騒音レベル\*

	25	30	35	40	45	50	55	60
NC-NR	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40~45	45~50
うるささ	無音感	非常に静か	静か	やや静か	普通	やや騒音を感じる	騒音を感じる	騒音を我慢できない
会話・電話への影響	無音感	5m離れてさき	10m離れてさき	10m離れてさき	10m離れてさき	普通会話(3m以内)	普通会話(3m以内)	大声会話(3m)
電話は支障なし	電話は支障なし	電話は支障なし	電話は支障なし	電話は支障なし	電話は支障なし	電話は支障なし	電話は支障なし	電話が支障あり

※1 日本建築学会編「建築設計資料集 1」環境、p.13、表9、1978

【計画書シートの例】

図LR1 「省エネルギー計画書」からの必要事項の転写

建築物の外皮性能

非住宅用途  
 等級4  
 等級4

建築物の一次エネルギー消費量

非住宅用途  
 等級4  
 等級4

建築物の外皮性能の概要

LR1/1. 建築物外皮の熱気密性

建築物全体 [レベル] 2.00

LR1/2. 建築物外皮の断熱性能

建築物全体 [レベル] 2.00

LR1/3. 断熱システムの高効率化

LR1/3.2. 実効値を用いた総合評価 (1)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.3. 実効値を用いた総合評価 (2)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.4. 実効値を用いた総合評価 (3)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.5. 実効値を用いた総合評価 (4)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.6. 実効値を用いた総合評価 (5)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.7. 実効値を用いた総合評価 (6)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.8. 実効値を用いた総合評価 (7)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.9. 実効値を用いた総合評価 (8)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.10. 実効値を用いた総合評価 (9)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.11. 実効値を用いた総合評価 (10)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.12. 実効値を用いた総合評価 (11)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.13. 実効値を用いた総合評価 (12)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.14. 実効値を用いた総合評価 (13)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.15. 実効値を用いた総合評価 (14)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.16. 実効値を用いた総合評価 (15)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.17. 実効値を用いた総合評価 (16)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.18. 実効値を用いた総合評価 (17)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.19. 実効値を用いた総合評価 (18)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.20. 実効値を用いた総合評価 (19)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.21. 実効値を用いた総合評価 (20)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.22. 実効値を用いた総合評価 (21)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.23. 実効値を用いた総合評価 (22)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.24. 実効値を用いた総合評価 (23)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.25. 実効値を用いた総合評価 (24)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.26. 実効値を用いた総合評価 (25)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.27. 実効値を用いた総合評価 (26)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.28. 実効値を用いた総合評価 (27)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.29. 実効値を用いた総合評価 (28)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.30. 実効値を用いた総合評価 (29)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.31. 実効値を用いた総合評価 (30)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.32. 実効値を用いた総合評価 (31)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.33. 実効値を用いた総合評価 (32)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.34. 実効値を用いた総合評価 (33)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.35. 実効値を用いた総合評価 (34)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.36. 実効値を用いた総合評価 (35)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.37. 実効値を用いた総合評価 (36)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.38. 実効値を用いた総合評価 (37)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.39. 実効値を用いた総合評価 (38)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.40. 実効値を用いた総合評価 (39)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.41. 実効値を用いた総合評価 (40)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.42. 実効値を用いた総合評価 (41)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.43. 実効値を用いた総合評価 (42)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.44. 実効値を用いた総合評価 (43)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.45. 実効値を用いた総合評価 (44)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.46. 実効値を用いた総合評価 (45)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.47. 実効値を用いた総合評価 (46)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.48. 実効値を用いた総合評価 (47)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.49. 実効値を用いた総合評価 (48)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.50. 実効値を用いた総合評価 (49)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.51. 実効値を用いた総合評価 (50)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.52. 実効値を用いた総合評価 (51)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.53. 実効値を用いた総合評価 (52)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.54. 実効値を用いた総合評価 (53)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.55. 実効値を用いた総合評価 (54)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.56. 実効値を用いた総合評価 (55)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.57. 実効値を用いた総合評価 (56)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.58. 実効値を用いた総合評価 (57)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.59. 実効値を用いた総合評価 (58)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.60. 実効値を用いた総合評価 (59)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.61. 実効値を用いた総合評価 (60)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.62. 実効値を用いた総合評価 (61)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.63. 実効値を用いた総合評価 (62)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.64. 実効値を用いた総合評価 (63)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.65. 実効値を用いた総合評価 (64)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.66. 実効値を用いた総合評価 (65)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.67. 実効値を用いた総合評価 (66)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.68. 実効値を用いた総合評価 (67)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.69. 実効値を用いた総合評価 (68)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.70. 実効値を用いた総合評価 (69)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.71. 実効値を用いた総合評価 (70)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.72. 実効値を用いた総合評価 (71)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.73. 実効値を用いた総合評価 (72)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.74. 実効値を用いた総合評価 (73)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.75. 実効値を用いた総合評価 (74)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.76. 実効値を用いた総合評価 (75)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.77. 実効値を用いた総合評価 (76)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.78. 実効値を用いた総合評価 (77)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.79. 実効値を用いた総合評価 (78)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.80. 実効値を用いた総合評価 (79)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.81. 実効値を用いた総合評価 (80)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.82. 実効値を用いた総合評価 (81)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.83. 実効値を用いた総合評価 (82)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.84. 実効値を用いた総合評価 (83)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.85. 実効値を用いた総合評価 (84)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.86. 実効値を用いた総合評価 (85)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.87. 実効値を用いた総合評価 (86)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.88. 実効値を用いた総合評価 (87)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.89. 実効値を用いた総合評価 (88)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.90. 実効値を用いた総合評価 (89)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.91. 実効値を用いた総合評価 (90)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.92. 実効値を用いた総合評価 (91)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.93. 実効値を用いた総合評価 (92)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.94. 実効値を用いた総合評価 (93)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.95. 実効値を用いた総合評価 (94)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.96. 実効値を用いた総合評価 (95)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.97. 実効値を用いた総合評価 (96)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.98. 実効値を用いた総合評価 (97)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.99. 実効値を用いた総合評価 (98)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.100. 実効値を用いた総合評価 (99)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.101. 実効値を用いた総合評価 (100)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.102. 実効値を用いた総合評価 (101)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.103. 実効値を用いた総合評価 (102)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.104. 実効値を用いた総合評価 (103)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.105. 実効値を用いた総合評価 (104)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.106. 実効値を用いた総合評価 (105)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.107. 実効値を用いた総合評価 (106)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.108. 実効値を用いた総合評価 (107)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.109. 実効値を用いた総合評価 (108)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.110. 実効値を用いた総合評価 (109)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.111. 実効値を用いた総合評価 (110)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.112. 実効値を用いた総合評価 (111)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.113. 実効値を用いた総合評価 (112)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.114. 実効値を用いた総合評価 (113)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.115. 実効値を用いた総合評価 (114)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.116. 実効値を用いた総合評価 (115)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.117. 実効値を用いた総合評価 (116)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.118. 実効値を用いた総合評価 (117)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.119. 実効値を用いた総合評価 (118)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.120. 実効値を用いた総合評価 (119)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.121. 実効値を用いた総合評価 (120)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.122. 実効値を用いた総合評価 (121)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.123. 実効値を用いた総合評価 (122)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.124. 実効値を用いた総合評価 (123)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.125. 実効値を用いた総合評価 (124)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.126. 実効値を用いた総合評価 (125)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.127. 実効値を用いた総合評価 (126)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.128. 実効値を用いた総合評価 (127)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.129. 実効値を用いた総合評価 (128)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.130. 実効値を用いた総合評価 (129)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.131. 実効値を用いた総合評価 (130)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.132. 実効値を用いた総合評価 (131)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.133. 実効値を用いた総合評価 (132)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.134. 実効値を用いた総合評価 (133)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.135. 実効値を用いた総合評価 (134)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.136. 実効値を用いた総合評価 (135)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.137. 実効値を用いた総合評価 (136)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.138. 実効値を用いた総合評価 (137)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.139. 実効値を用いた総合評価 (138)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.140. 実効値を用いた総合評価 (139)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.141. 実効値を用いた総合評価 (140)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.142. 実効値を用いた総合評価 (141)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.143. 実効値を用いた総合評価 (142)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.144. 実効値を用いた総合評価 (143)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.145. 実効値を用いた総合評価 (144)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.146. 実効値を用いた総合評価 (145)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.147. 実効値を用いた総合評価 (146)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.148. 実効値を用いた総合評価 (147)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.149. 実効値を用いた総合評価 (148)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.150. 実効値を用いた総合評価 (149)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.151. 実効値を用いた総合評価 (150)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.152. 実効値を用いた総合評価 (151)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.153. 実効値を用いた総合評価 (152)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.154. 実効値を用いた総合評価 (153)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.155. 実効値を用いた総合評価 (154)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.156. 実効値を用いた総合評価 (155)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.157. 実効値を用いた総合評価 (156)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.158. 実効値を用いた総合評価 (157)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.159. 実効値を用いた総合評価 (158)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.160. 実効値を用いた総合評価 (159)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.161. 実効値を用いた総合評価 (160)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.162. 実効値を用いた総合評価 (161)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.163. 実効値を用いた総合評価 (162)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.164. 実効値を用いた総合評価 (163)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.165. 実効値を用いた総合評価 (164)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.166. 実効値を用いた総合評価 (165)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.167. 実効値を用いた総合評価 (166)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.168. 実効値を用いた総合評価 (167)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.169. 実効値を用いた総合評価 (168)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.170. 実効値を用いた総合評価 (169)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.171. 実効値を用いた総合評価 (170)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.172. 実効値を用いた総合評価 (171)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.173. 実効値を用いた総合評価 (172)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.174. 実効値を用いた総合評価 (173)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.175. 実効値を用いた総合評価 (174)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.176. 実効値を用いた総合評価 (175)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.177. 実効値を用いた総合評価 (176)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.178. 実効値を用いた総合評価 (177)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.179. 実効値を用いた総合評価 (178)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.180. 実効値を用いた総合評価 (179)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.181. 実効値を用いた総合評価 (180)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.182. 実効値を用いた総合評価 (181)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.183. 実効値を用いた総合評価 (182)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.184. 実効値を用いた総合評価 (183)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.185. 実効値を用いた総合評価 (184)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.186. 実効値を用いた総合評価 (185)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.187. 実効値を用いた総合評価 (186)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.188. 実効値を用いた総合評価 (187)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.189. 実効値を用いた総合評価 (188)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.190. 実効値を用いた総合評価 (189)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.191. 実効値を用いた総合評価 (190)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.192. 実効値を用いた総合評価 (191)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.193. 実効値を用いた総合評価 (192)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.194. 実効値を用いた総合評価 (193)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.195. 実効値を用いた総合評価 (194)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.196. 実効値を用いた総合評価 (195)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.197. 実効値を用いた総合評価 (196)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.198. 実効値を用いた総合評価 (197)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.199. 実効値を用いた総合評価 (198)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.200. 実効値を用いた総合評価 (199)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.201. 実効値を用いた総合評価 (200)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.202. 実効値を用いた総合評価 (201)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.203. 実効値を用いた総合評価 (202)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.204. 実効値を用いた総合評価 (203)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.205. 実効値を用いた総合評価 (204)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.206. 実効値を用いた総合評価 (205)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.207. 実効値を用いた総合評価 (206)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.208. 実効値を用いた総合評価 (207)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.209. 実効値を用いた総合評価 (208)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.210. 実効値を用いた総合評価 (209)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.211. 実効値を用いた総合評価 (210)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.212. 実効値を用いた総合評価 (211)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.213. 実効値を用いた総合評価 (212)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.214. 実効値を用いた総合評価 (213)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.215. 実効値を用いた総合評価 (214)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.216. 実効値を用いた総合評価 (215)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.217. 実効値を用いた総合評価 (216)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.218. 実効値を用いた総合評価 (217)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.219. 実効値を用いた総合評価 (218)補正  
 [レベル] 3.00

LR1/3.220. 実効値を用いた総合

**2 CASBEE評価ソフトで評価できる建築物****1) 評価対象建築物**

評価ソフト「CASBEE建築（新築）」は、戸建住宅を除く全ての用途に使用できます。

用途の分類としては、下表の8つの用途及び集合住宅です。戸建住宅を評価する場合は、「CASBEE戸建（新築）」で行ってください。

対象となる用途は、下表に示すように、「非住宅系用途」と「住宅系用途」の二つに区分されています。「住宅系用途」に区分される病院、ホテル、集合住宅は、「住居・宿泊部分」とそれ以外の共用部分とに分けて評価を行う部分があります。

また、工場では「Q1室内環境」と「Q2サービス性能」の評価は、主に居住エリア（事務所等）を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とします。「LR1エネルギー」の評価は、生産プロセスに係るエネルギー消費は対象外とします。

用途区分	用途名	同等の具体例
非住宅系用途	事務所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
	物販店	百貨店、マーケットなど
	飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
	集会所	公会堂、集会所、ポーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
	工場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など
住宅系用途	病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
	ホテル	ホテル、旅館など
	集合住宅	集合住宅(戸建は対象外)

**2) 複合用途建築物の評価**

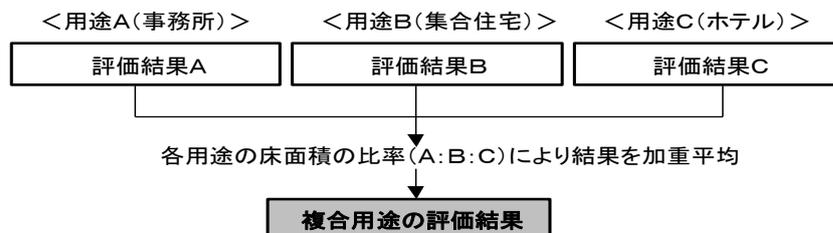
2つ以上の用途が複合している建築物の評価は、評価者自らにより、評価対象の建築物に含まれる各用途のレベル（得点）を、それぞれの床面積の比率により加重平均して行います。

複合用途建築物における得点は、各用途の床面積比率により、次式から求められます。

$$\text{複合用途の得点} = \sum (\text{用途毎の得点} \times \text{床面積比率})$$

※計算の結果、得られた点数は四捨五入して整数値を入力してください。

## ■(例)3つの用途が複合している場合の求め方



「LR1-3 設備システムの効率化」においては、非住宅用途、住宅の専用部、共用部それぞれにおける採点レベル(BPIや品確法における断熱等性能等級、一次エネルギー消費率などで評価)により採点されたレベル(自動計算)することにより評価を行います。

**3 「CASBEE堺」の目的**

本制度は、環境性能の高い建築物の普及を促進することによって、“快適な暮らし”と“まちの賑わい”が持続する低炭素都市「クールシティ・堺」の実現を推進するものです。

環境配慮に取り組んだ結果を市ホームページで公表し、更に、「環境性能」として不動産広告物に表示することにより、環境性能の高い建築物が評価される市場の形成と市民の環境意識の向上や啓発を図ることを目的としています。

**4 制度の位置づけ**

この制度は、大阪府から事務移譲を受け、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号。以下「府条例」という。）第41条に基づき、府条例及び同条例施行規則（平成18年大阪府規則第84号）により実施するものです。

**事務の移譲内容**

届出の受理、公表、指導及び助言、報告及び資料の徴収、勧告に関する事務などが移譲されています。

- ①届出の概要は、堺市建築安全課の「CASBEE堺」のホームページに公表します。
- ②建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、建築物環境計画の内容について、指導または助言を行うことがあります。
- ③建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることがあります。
- ④届出をすべき者が届出をしなかった場合や、虚偽の届出をしたときは、その者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。  
また、勧告に従わない場合は、その方の住所や氏名などを公表することがあります。

**【環境配慮建築物の容積率の割増しを行う総合設計制度を適用する場合】**

本制度における格付けにおいて、Aランク以上かつ「Q3 室外環境（敷地内）」及び「LR3 敷地外環境」の評価が3.5以上の条件があります。

※堺市総合設計制度許可要領

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kenchiku/kenchikukyoninka.files/sougousekkei29.3.pdf>

**5 届出義務がある建築物**

建築基準法施行令第2条1項四号の前段に規定する延べ面積（増改築の場合は増改築部分の延べ面積）が2,000㎡以上の建築物（「特定建築物」という。）を新築や増改築する方（「特定建築主」という。）は、届出の義務があります。

同一敷地内に、複数棟の届出対象となる建築物を計画する場合は、棟別に届出が必要です。

## 6 任意の届出となる建築物

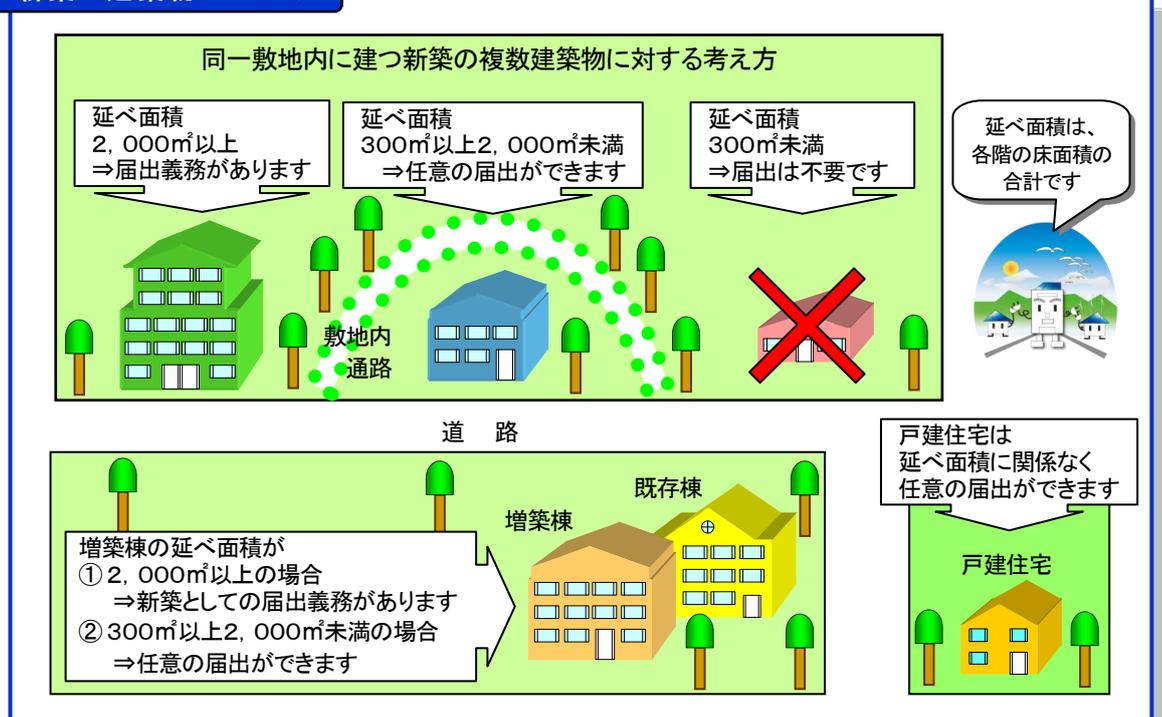
「堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱」に基づき、建築基準法施行令第2条1項四号の前段に規定する延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物を新築、増築する方（「**建築主等**」という。）も届け出ることができます。

戸建住宅にあっては、新築する場合に限り、届け出ることができます。

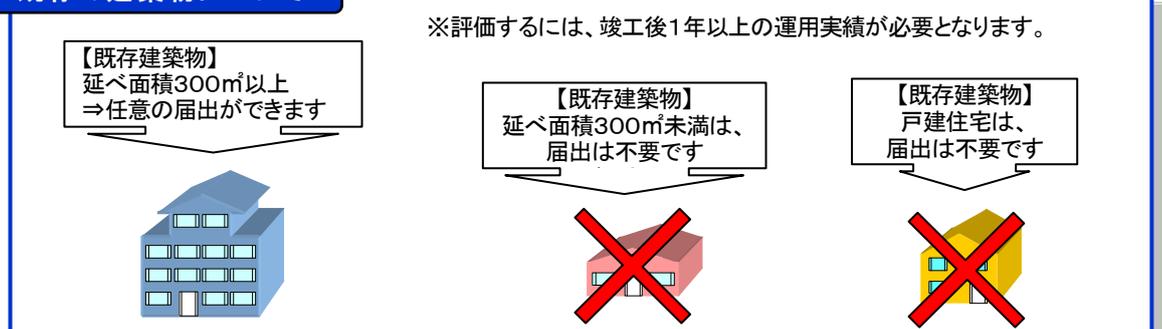
また、戸建住宅を除く300㎡以上の建築物で、建築工事が終了した日から1年を経過するもの（「**既存建築物**」という。）の所有者（建築主等と合わせて「**届出者**」という。）も届け出ることができます。

対象建築物	届出の種別
2,000㎡以上の新築、増改築	義務（特定建築物として府条例に基づく届出）
300㎡以上 2,000㎡未満の新築、増築	任意の届出 （堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱に基づく届出）
300㎡以上の既存建築物（戸建住宅を除く）	
戸建住宅（面積不問） 新築のみ	

## 新築の建築物について



## 既存の建築物について



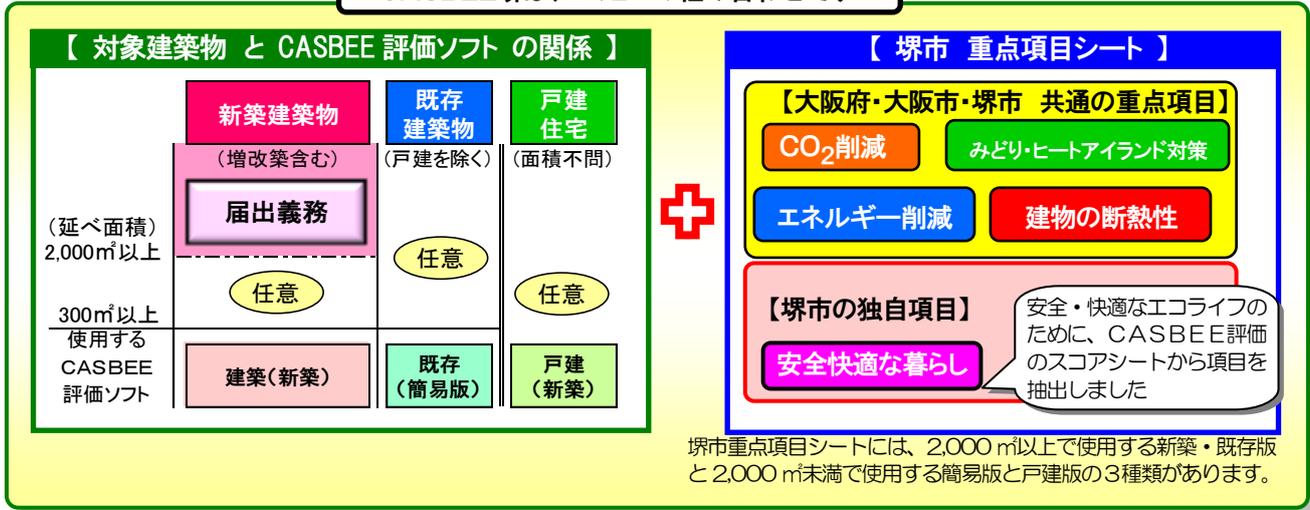
## 7 「CASBEE堺」の評価方法

評価の方法は、建築環境総合性能評価システム（CASBEE 評価ソフト）とそのスコアシートから抽出した項目の数値を入力する堺市重点項目シートの2つに基づいて行います。

評価ソフトは、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構の「CASBEE建築（新築）」のホームページから無料でダウンロードできます。

なお、CASBEE 評価ソフトは、建築・環境分野を取り巻く状況の変化、技術の進歩など必要に応じて見直されますので最新版を使用してください。（[http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas\\_nc.htm](http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_nc.htm)）

CASBEE堺は、この2つの組み合わせです



## ■使用する評価ソフトの組み合わせ(○印が使用するもの)

	新築建築物(増改築含む)	既存建築物(戸建を除く)	戸建住宅
CASBEE建築(新築)	○		
CASBEE建築(既存)		○	
CASBEE戸建(新築)			○
堺市重点項目シート(新築・既存版)	○	○	
堺市重点項目シート(戸建版)			○
堺市重点項目シート(簡易版)	任意の届出の場合に使用		

## 新築・増改築の建築物の場合

CASBEE **建築** (新築) と堺市重点項目シート ( **新築・既存版** ) により評価を行ってください。  
また、任意の届出となる延床面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物は、堺市重点項目シート (簡易版) のみによる評価での届出もできます。

## 既存建築物の場合

CASBEE **建築** (既存) と堺市重点項目シート ( **新築・既存版** ) により評価を行ってください。  
また、任意の届出となる延床面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物は、堺市重点項目シート (簡易版) のみによる評価での届出もできます。

## 戸建住宅の場合

CASBEE **戸建** (新築) と堺市重点項目シート ( **戸建版** ) により評価を行ってください。  
なお、堺市重点項目シート (戸建版) のみによる評価も可能です。

**8 評価方法及び表示方法の基準**

建物種別ごとによる評価方法とその表示方法の基準は、下表のようになっています。

評価方法及び評価項目		新築・増改築		既存	戸建住宅
		届出義務	任意による届出		
延べ床面積		2,000㎡以上の建築物	300㎡以上～ 2,000㎡未満 の建築物	300㎡以上～ の建築物	面積不問
総合評価	CASBEE 建築 (新築)	別表1	別表1		
	CASBEE 建築 (既存)			別表1	
	CASBEE戸建-新築				別表1
堺市重点 評価項目	CO <sub>2</sub> 削減	別表2	別表2 (下段※参照)	別表2 (下段※参照)	別表4
	建物の断熱性				
	エネルギー削減				
	自然エネルギーの 直接利用				
	みどり・ ヒートアイランド対策				
	安全快適な暮らし				

(※) 堺市重点評価項目のみによる評価の場合、別表2の「みどり・ヒートアイランド対策」の基準は、別表3の基準とします。

**重点項目シートの種類及びバージョン** (2018年4月1日現在)

重点項目シートの名称	バージョン
堺市重点項目シート (新築・既存版)	Sakai_s2018v1.0
堺市重点項目シート (簡易版)	Sakai_k2018v1.0
堺市重点項目シート (戸建版)	Sakai_h2010v2.0

(注) 重点項目シートのバージョンは、随時更新される場合がありますので、最新版を使用してください。  
なお「堺市重点項目シート (簡易版)」のみによる評価では、建築物環境性能の表示デザインが異なります。詳しくは「第2章 堺市建築物環境性能表示制度」をご覧ください。

別表 1

項目	評価方法	評価結果	表示方法
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>CASBEE建築（新築）</li> <li>CASBEE建築（既存）</li> <li>CASBEE戸建一新築</li> </ul>	S（BEE値 3.0以上）	★★★★★
		A（BEE値 1.5以上3.0未満）	★★★★
		B <sup>+</sup> （BEE値 1.0以上1.5未満）	★★★
		B <sup>-</sup> （BEE値 0.5以上1.0未満）	★★
		C（BEE値 0.5未満）	★

別表 2

項目	評価方法	評価結果	表示方法
CO <sub>2</sub> 削減	CASBEE建築（新築）またはCASBEE建築（既存）におけるCO <sub>2</sub> に関する部分の評価（LR3-1 地球温暖化への配慮）	4.5以上 評価5	*****
みどり・ヒートアイランド対策	CASBEE建築（新築）またはCASBEE建築（既存）における生物環境の保全と創出、敷地内温熱環境の向上、温熱環境悪化の改善による評価（Q3-1、Q3-3 3.2、LR3-2 2.2による評価）	3.5以上4.5未満 評価4	****
エネルギー削減	CASBEE建築（新築）またはCASBEE建築（既存）におけるエネルギーによる評価（LR1-3による評価）	2.5以上3.5未満 評価3	***
建物の断熱性	CASBEE建築（新築）またはCASBEE建築（既存）におけるエネルギーによる評価（LR1-1による評価）	1.5以上2.5未満 評価2	**
安全快適な暮らし	CASBEE建築（新築）またはCASBEE建築（既存）におけるバリアフリー計画、耐震・免震、地域性への配慮・快適性への向上、交通負荷抑制による評価（Q2-1 1.1.3、Q2-2 2.1、Q3-3 3.1、LR3-2 2.3.3による評価）	1.5未満 評価1	*
自然エネルギー直接利用	CASBEE建築（新築）またはCASBEE建築（既存）におけるエネルギーによる評価（LR1-2による評価）	学校（小中高）・集合住宅で3以上 上記以外の用途で4以上	○
		学校（小中高）・集合住宅で2以下 上記以外の用途で3以下	—

別表 3

項目	評価方法	評価結果	表示方法	
みどり・ヒートアイランド対策	緑地の確保に努める（CASBEE Q-3 3.1 III-1）、III-2による評価）	外構緑化指数	50%以上 4点	
		建物緑化指数	20%以上50%未満 3点	
			10%以上20%未満+中高木 2点	
			設けている 1点	
			20%以上 3点	
			5%以上20%未満 2点	
	行っている 1点			
	中高木による植栽や日陰の形成に努める（CASBEE Q-3 3.2 II-1）による評価）	敷地面積に対する中高木等の割合	30%以上 4点	
			20%以上30%未満 3点	
			10%以上20%未満 2点	
			設けている 1点	
			地表面の被覆材に配慮する（CASBEE LR-3 2.2 II-3）による評価）	対策を施した面積の割合
30%以上45%未満 2点				
15%以上30%未満 1点				
建築外装材料等に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減するように努める（CASBEE LR-3 2.2 II-4）による評価）	対策を施した屋根面積の割合	40%以上 3点		
		20%以上40%未満 2点		
		20%未満 1点		
		対策を施した外壁面積の割合	20%以上 3点	
10%以上20%未満 2点				
10%未満 1点				

評価点の合計が  
15点～20点 評価5 \*\*\*\*\*  
10点～14点 評価4 \*\*\*\*  
5点～9点 評価3 \*\*\*  
3点～4点 評価2 \*\*  
1点～2点 評価1 \*

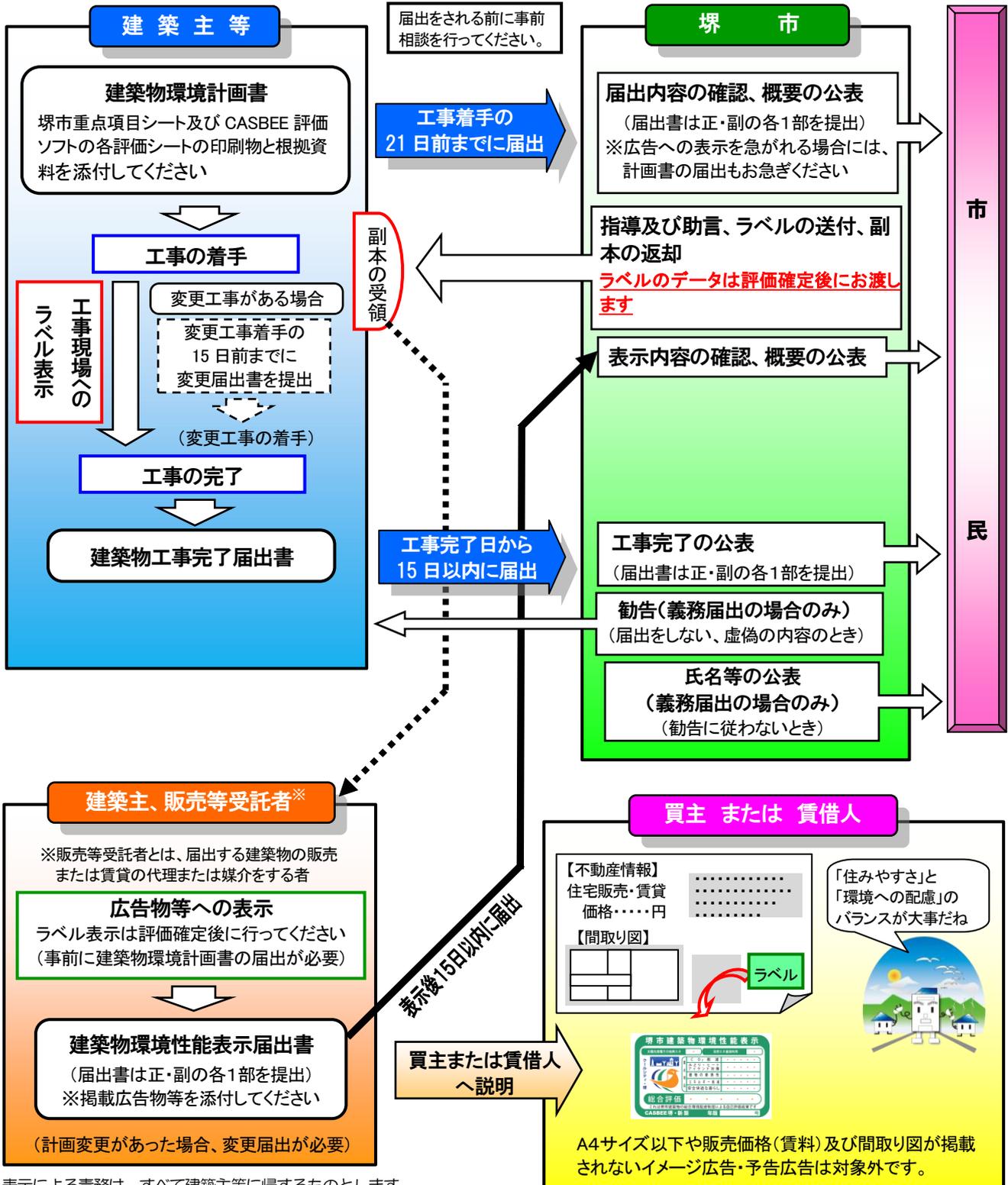
別表 4

項目	評価方法	評価結果	表示方法
CO <sub>2</sub> 削減	CASBEE戸建-新築 によるCO <sub>2</sub> に関する部分の評価 (LR <sub>H</sub> 3-1 地球温暖化への配慮)	4.5以上 評価5	
		3.5以上4.5未満 評価4	
		2.5以上3.5未満 評価3	
		1.5以上2.5未満 評価2	
		1.5未満 評価1	
省エネ対策	建物の断熱性による評価 (CASBEE戸建-新築 LR <sub>H</sub> 1-1 1.1による評価) 日本住宅性能表示基準「5-1 省エネルギー対策等級」	等級4 4点	評価点の合計が 5点 評価5 4点 評価4 3点 評価3 2点 評価2 1点 評価1
		等級3 3点	
		等級2 2点	
		等級1 1点	
省エネ対策	設備の省エネルギー性による評価 給湯機器に潜熱回収型、電気ヒートポンプ式、太陽熱利用、 コージェネレーション設備を設置の有無(住戸部分に限る)	設置している 1点	2点 評価2 1点 評価1
みどり・ ヒートアイランド 対策	敷地内の緑化 外構面積に対する緑化面積 (CASBEE戸建-新築 Q <sub>H</sub> 3-2 2.1による評価)	50%以上 5点	評価点の合計が 6点~7点 評価5 4点~5点 評価4 3点 評価3 2点 評価2 1点 評価1
		40%以上50%未満 4点	
		30%以上40%未満 3点	
		20%以上30%未満 2点	
		20%未満 1点	
みどり・ ヒートアイランド 対策	地表面被覆材に配慮し、 敷地外への熱的な影響を 低減する。 (①または②に取り組んで いること) (CASBEE戸建-新築 LR <sub>H</sub> 3-3 3.2による評価)	①敷地面積に対する舗装 面積率 20%未満	①または②を行っている 1点
		②敷地面積に対する日射 反射面積率 10%以上	
みどり・ ヒートアイランド 対策	建築外装材料等に配慮し 敷地外への熱的な影響を 低減する。 (①または②に取り組んで いること) (CASBEE戸建-新築 LR <sub>H</sub> 3-3 3.2による評価)	①屋根面積に対する屋根 緑化等面積率 + 日射 反射率又は長波放射率 の高い屋根材の面積率 20%以上	①または②を行っている 1点
		②外壁面積に対する壁面 緑化面積率 10%以上	
安全快適な 暮らし	CASBEE戸建-新築によるバリアフリー対応の評価 (CASBEE戸建-新築 Q <sub>H</sub> 2-3 3.2 による評価) 日本住宅性能表示基準 「9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)」	等級4 4点	評価点の合計が 8点~10点 評価5 4点~7点 評価4 3点 評価3 2点 評価2
		等級3 3点	
		等級2 2点	
		等級1 1点	
	CASBEE戸建-新築による自然災害に耐えることの評価 (CASBEE戸建-新築 Q <sub>H</sub> 2-1 1.4 による評価) 日本住宅性能表示基準 「1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」	等級3 3点	4点~7点 評価4 3点 評価3 2点 評価2
		等級2 2点	
		等級1 1点	
	CASBEE戸建-新築による地域の安全・安心への対応の評価 (CASBEE戸建-新築 Q <sub>H</sub> 3-3 による評価)	3つ以上の取組み 3点	1点 評価1
		2つの取組み 2点	
1つの取組み 1点			

9 届出の手続き

特定建築物の新築や増改築を行う建築主は、次に示す手順により届出をしてください。また、任意による届出の場合も同様です。

(注) 環境配慮建築物の容積率の割増しを行う総合設計制度を適用する建築物は、許可申請時に計画書の届出が必要ですので、それまでに事前協議を済ませ評価を確定するようにしてください。



表示による責務は、すべて建築主等に帰するものとします。

### 【届出様式及び届出期限】

届出様式は、堺市建築安全課のホームページからダウンロードすることができます。

届出様式	届出期限
堺市建築物環境計画書（様式第1号）	工事着手の21日前までに
堺市建築物環境計画変更届出書（様式第2号）	変更工事着手の15日前までに
堺市建築物工事とりやめ届出書（様式第3号）	工事取りやめの日以後すみやかに
堺市建築物工事完了届出書（様式第4号）	工事完了日から15日以内に
堺市建築物環境性能表示届出書（様式第6号）	広告の表示日から15日以内に
堺市建築物環境性能表示変更届出書（様式第7号）	広告の表示日から15日以内に

#### 1) 計画書の届出について

建築主等は、工事に着手する日の21日前までに、建築物の環境への配慮のための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、堺市建築物環境計画書（様式第1号）により、建築安全課に届け出てください。

なお、建築物環境配慮計画の作成や今後の計画書等のスケジュールについては、なるべく事前協議の上、提出をお願いします。

#### 2) 変更の届出について

建築主等は、工事が完了する日までに届け出た事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに、堺市建築物環境計画変更届出書（様式第2号）により、建築安全課に届け出てください。

なお、次の場合には計画書の変更届出は不要です。

- ① 建築物の概要に掲げる事項の変更で、延べ面積の増加を伴わないもの。
- ② 建築物の環境配慮のために講じようとする措置に掲げる変更で、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合又は環境への配慮のための措置の内容を変更する場合において、その変更により評価結果に変更がないもの。

#### 3) 工事取りやめの届出について

建築主等は、工事を取りやめたときは、工事取りやめの日以後速やかに、堺市建築物工事取りやめ届出書（様式第3号）により、建築安全課に届け出てください。

#### 4) 工事完了の届出について

建築主等は、工事が完了したときは、工事が完了した日から15日以内に、堺市建築物工事完了届出書（様式第4号）により、建築安全課に届け出てください。

#### 5) 任意の届出について

任意の届出となる建築物の建築主等は、上記1)から4)に準じて、建築物環境配慮計画を作成し、建築安全課に届け出ることができます。

ただし、一戸建ての住宅は、新築する場合に限り、面積に関係なく届け出ることができます。

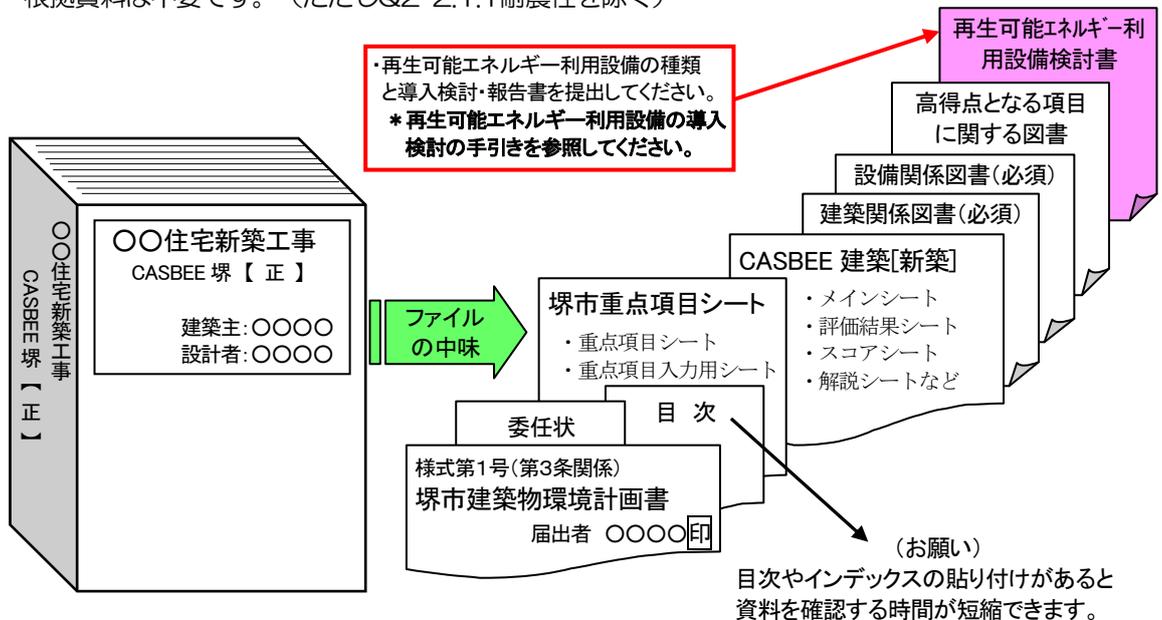
10 提出書類

届出は堺市建築物環境計画書（様式第1号）に、下記の表に掲げる図書を添えて、正・副（計2部）を、建築安全課（堺市役所・高層館13階）に提出してください。

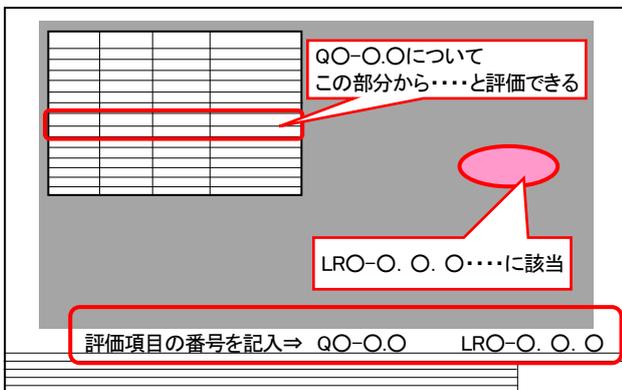
※特定建築主に代わって、設計者等が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

【 届出図書の体裁 】

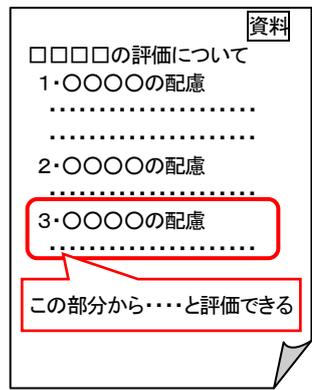
1. 添付図書はA4版またはA3版で作成し、A4版のファイルに綴り込んでください。  
なお、A3版の図面の場合には、A4版に折って綴じてください。
2. ファイルの表紙と背表紙には、建物名称などを表示してください。
3. 下図を参考に必要となる各種資料を綴り込んでください。
4. 評価の根拠を示す資料には、**カラーマーカーでの明示と評価項目の番号の記載**など、**各評価項目の箇所が分かるように明示**してください。資料中に説明文等を加筆してもかまいません。
5. 内容が十分わかるものであれば、複数の図書をひとつの図書で兼用も可能です。
6. 原則すべての評価項目について、根拠資料が必要となりますが、最低レベルの評価をした場合は、根拠資料は不要です。（ただしQ2-2.1.1耐震性を除く）



根拠資料(A3版図面)の例



根拠資料(A4版)の例



※根拠となる部分や参照すべき部分を **赤色の枠囲み** などで明示してください。  
資料中に説明文等を加筆しても構いません。

## 【 届出添付図書 】

## I. 評価ソフトからの印刷物

No.	添付図書	備考
1	「CASBEE-建築(新築)」の ①メインシート ②評価結果シート ③スコアシート ④排出係数の設定シート ⑤CO <sub>2</sub> 計算シート ⑥配慮事項シート ⑦Q及びLRの解説シート ⑧計画書からの転記シート ⑨CO <sub>2</sub> データシート ⑩LCCO <sub>2</sub> 算定条件シート	CASBEE 評価ソフトは、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構のホームページから、最新版をダウンロードして作成してください。  建物の外観パース等は、評価結果シートの外観欄の位置に貼り付けてください。(外観図の掲載を希望しない場合は、ご相談ください。)  ※評価が確定した後、電子データで、CASBEE 評価ソフト(Excel ファイル)を提出してください。
2	「堺市重点項目シート」の ①重点項目シート ②重点項目の入力用シート	堺市のホームページから最新版をダウンロードしてください。 ※評価が確定した後、電子データで「堺市重点項目シート」(Excel ファイル)を提出してください。

## II. 再生可能エネルギー利用設備の導入検討結果

No.	添付図書	備考
3	再生可能エネルギー利用設備 導入検討シート ①太陽光発電設備用(義務) ②太陽熱利用設備用(義務) ③その他再生可能エネルギー 利用設備用(任意)	大阪府ホームページ(堺市ホームページにリンク有)から、記入様式(Excel ファイル)をダウンロードして作成し、建築物環境計画書に添付して提出してください。  <b>再生可能エネルギー利用設備導入検討シートは、導入の有無にかかわらず提出してください。</b> また検討経過がわかる根拠資料等を添付して提出してください。  ※詳細は、別冊マニュアル「再生可能エネルギー利用設備導入検討の手引き」を参照してください。

## Ⅲ. 建築関係図書（必須）

No.	添付図書	明示すべき事項	評価項目
4	特記仕様書(建築)	敷地・建物概要 開口部遮音性能 化学汚染物質に対する配慮	Q1-1.2.1 Q1-4.1.1
5	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
6	配置図	縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ等の外構 ※堺市の重点評価の評価根拠資料として、内容を明示してください。 (対策内容別に凡例を表示)	Q3-3.2 LR3-2.2 堺市重点評価
7	各階平面図、 屋根伏図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積、バルコニーや屋上緑化 ※堺市の重点評価の評価根拠資料として、内容を明示してください。 (対策内容別に凡例を表示)	Q1-3.1.2 Q1-4.2.2 Q1-4.3.2 Q2-1.1.1 堺市重点評価
8	立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ、建築物表面の高温化抑制対策(壁面緑化等)の範囲 ※堺市の重点評価(「みどり・ヒートアイランド対策」)の評価の根拠資料として、内容を明示してください。(対策内容別に凡例を表示)	Q2-2.2.2 Q3-1 堺市重点評価
9	断面図	縮尺、階高、各階の天井高さ、建築物の高さ、床・屋上の仕上壁厚、外壁・屋根等の外気に接する部分の材質及び熱の損失防止のための措置内容	Q1-3.2.2 Q1-2.1.3 Q2-1.2.1 Q2-3.1.1
10	内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ	Q1-1.3 Q1-4.1.1 Q2-1.3.1 Q2-2.2.3 LR2-3.2.2
11	緑化計画図	樹種、緑地部分の面積、緑化率 CASBEE緑化基準における緑化面積割合及び中高木の割合の計算書 ※堺市の重点評価(「みどり・ヒートアイランド対策」)の評価の根拠資料として植栽計画図を添付してください。	Q3-1 Q3-3.2 LR3-2.2 堺市重点評価
12	計算書	昼光率、壁長さ比率、緑地面積、中高木の占める面積、建築物表面及び敷地の高温化抑制対策面積など(CASBEE評価マニュアル参照)	Q1-3.1.1 Q2-3.1.2 堺市重点評価

## IV. 設備関係図書（必須）

No.	添付図書	明示すべき事項	評価項目
13	設備特記仕様書	設備概要、空調室温設定、設備機器耐震クラス、監視・制御システム、消火剤、冷媒	Q1-2.1.1 Q1-2.2 Q1-2.3 Q2-2.4.4 LR2-3.2.1 LR2-3.2.3
14	電気設備関係図	受変電設備、引込図、系統図	Q2-2.2.6 Q2-2.4.3 Q2-3.3.3 Q2-3.3.5
15	情報通信関係図	情報機器通信設備、引込図、系統図、システム図	Q2-1.1.2 Q2-2.4.5 Q2-3.3.4
16	照明関係図、 照度計算書	照明配置図、制御区画、設計照度	Q1-3.3 Q1-3.4
17	衛生機器リスト、 カタログ類の写し	水槽類、ポンプ類、衛生機器類、節水型機器のカタログ等	Q2-1.3.2 Q2-2.4.2 Q2-2.2.6 Q2-3.3.2
18	給排水系統図	給水、排水管等の材質、口径寸法、配置	LR2-1.1 LR2-1.2.1 LR2-1.2.2
19	空調換気機器リスト	空気調和設備機器、換気設備機器、排煙設備機器、ボイラー、ポンプ類	Q2-2.2.6 LR3-3.1.1 LR3-3.1.2 LR3-3.1.3
20	空調ダクト系統図	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機類	Q1-2.1.4 Q1-2.3
21	空調配管系統図	配管口径、空気調和機(中央式空調換気設備がある場合)	Q1-4.2.3 Q2-2.2.4 Q2-2.2.5
22	基準階平面図(設備)	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機器、換気設備機器、ダクト類、制御区画	Q2-2.4.1 Q2-3.3.1
23	省エネ措置の概要	建築物省エネ法の適合性判定もしくは届出の計算結果の写し	LR1 - 1 LR1 - 3 堺市重点評価

## V. 高得点となる項目に関する図書

No.	添付図書	明示すべき事項	評価項目
25	住宅性能評価書	ホルムアルデヒド対策等級、 省エネルギー対策等級、 劣化対策等級	Q1-4.1.1 Q1-2.1.3 Q2-2.2.1 LR1-1
26	構造計算書(抜粋)	耐震性(層せん断力係数、保有水平耐力、重要度係数)	Q2-2.1.1
27	構造特記仕様書	免震・制振装置、 鉄骨断面リスト、 構造躯体の材料(高炉セメント使用箇所等)	Q2-2.1.2 LR2-2.1 LR2-2.3
28	ハートビル法関連図書	建築物移動等円滑化基準チェックリスト、認定書の写し	Q2-1.1.3
29	設備特記仕様書	室温設定、湿度設定、加湿除湿機能の有無、設備容量、消火剤の種類	Q1-2.1.1 Q1-2.2 LR2-3.2.1
30	電気設備機器	モニタリング(監視・制御システム、監視ポイント)	LR1-4.1
31	カタログ類の写し	乾式遮音間仕切りの遮音性能 フローリングの遮音性能	Q1-1.2.2 Q1-1.2.3 Q1-1.2.4
		リサイクル材 MSDSシート(P R T R法対象物質を含有しないことの表記があるもの)	LR2-2.4 LR2-3.1
32	計算書類	吸音材の使用面積、 自然換気性能計算書(窓面積/居室面積)、 清掃員控室や清掃用具室と管理倉庫の面積、粗大ごみスペース等の面積 ガラス面の反射率等	Q1-1.3 Q1-4.2.2 Q2-1.3.2 LR3-3.3.2
33	大気熱負荷計算書	「ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル(大阪府版)」を使用して作成 以下のアドレスからダウンロードしてください。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/netuhukatempu.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/netuhukatempu.html</a> ※詳しくは、大阪府環境農林水産部エネルギー政策課温暖化対策グループにお問合せください。	LR3-2.2
34	エネルギー関係書類	太陽光発電、地熱利用、自然換気システム等関係書類	LR1-2
35	交通量調査資料	適切な量に対する資料、交通量調査の概要など	LR3-2.3.3
36	風害検討資料	調査概要、シミュレーション方法、結果、対策後の結果等	LR3-3.2.1
37	日影図	等時間日影図	LR3-3.2.2
38	その他市長が必要と認める図書	建築物の環境品質・性能の向上及び建築物による外部環境負荷の低減のための措置について参考となる事項	

**11 CASBEE 堺 建築環境賞**

環境配慮型建築物の普及促進と低炭素都市「クールシティ・堺」の実現に寄与する意識高揚を図ることを目的として、特に優れた環境配慮への取組みをされた建築主や設計者を表彰いたします。

**12 届出の概要の公表**

建築物の環境配慮の評価結果など、届出の概要を市民に公表することにより、建築主による一層の環境配慮の取組みが期待されます。また、建築物の環境配慮に対する市民や建物利用者の意識やニーズを高めることにより、環境に配慮した建築物の普及を促進します。

届出の概要は、堺市のホームページに公表します。

■CASBEE 堺のホームページ [http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/\\_kaityou/casbee.html](http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kaityou/casbee.html)

検索

クリック

CASBEE 堺のページへは  
CASBEE 堺 と入力し、  
検索をクリックしてください

堺市  
SAKAI CITY

Foreign Language 携帯サイト  
やさしいほんご 組織と業務  
音声読み上げ・文字拡大・ふりがな サイトマップ

くらしの情報 子育て・教育 健康・福祉 観光・歴史・文化 産業・ビジネス 市政情報

フェニーチェ堺  
Sakai Performing Arts Center  
2019年秋オープン!

世界文化遺産を大膽に  
百舌鳥  
古市古墳群

もしものときには  
急病・診療  
虐待・いじめ・DV・性暴力  
災害に備えて

注目情報  
市役所本館エントランスホールの天井改修工事を  
特殊詐欺の被害防止に向けて～市内事業者と連  
力事業を開始しました～  
災害義援金の受付及び基金箱の設置について  
堺市市税事務所(三國ヶ丘庁舎)への電話につい

ようこそ  
堺市

堺市トップページ

検索

検索

表示形式: ○カテゴリ別 ●全体  
添付ファイル: ○対象 ●非対象 ソート: 検索ワード関連度順 表示件数: 20

カテゴリ絞込: くらしの情報 子育て・教育 健康・福祉 産業・ビジネス 観光・歴史・文化  
市政情報 上記以外のカテゴリ 堺区 中区 東区  
西区 南区 北区 美原区

選択解除

検索ヘルプ

キーワードランキング

1 確定申告  
2 入札  
3 場所  
4 堺市農業祭  
5 地盤参考図

casbee堺の検索結果 77件

1. CASBEE堺(キャスビーさかい)とは

クリック

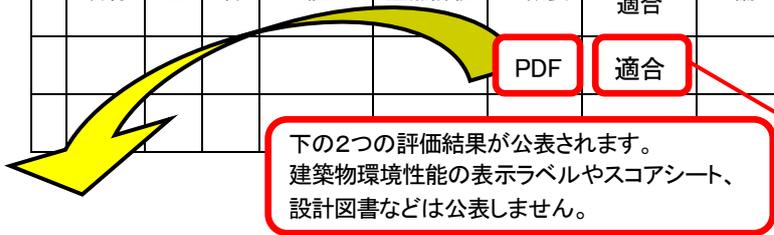
CASBEE堺(キャスビーさかい)とは 更新日:2018年1月12日 制度の目的・概要 1.目的 堺市建築物の総合環境配慮制度(略称: CASBEE堺)は、省エネや環境負荷の少ない資機材を使用し、位置づけ ※平成24年7月1日から対象面積などが変更になりました。詳しくは、当ページ下部のCASBEEパンフレットをご覧ください。この制度は、大阪府から事務移譲を受け、「大阪府温暖化の防止」  
<http://www.city.sakai.lg.jp/casbee/ita/> (24.967 bytes) 2018年01月12日

【公表の内容】

1) 公表一覧

公表している概要は、堺市建築物環境計画変更届出書の提出により変更（更新）することがあります。変更（更新）した場合や、堺市建築物工事完了届出書が提出された場合には、更新情報の欄に記載します。

No.	建物名称	建築主	設計者	CASBEE 値	堺市の重点評価	環境配慮の概要	省エネ基準への適合	再エネ設備	環境性能表示の有無	工事完了日	更新情報
							適合				



公表対象は延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の「非住宅」及び延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上かつ建築物の高さが 60m を超える「住宅」

2) 公表シート (PDF ファイル形式でこの2つを公表します)

CASBEE 建築(新築)の評価結果シート

堺市重点項目シート

CASBEE®-建築(新築) | 評価結果 |

1-1 建物概要  
 建物名称: ○○住宅新築工事  
 建設地: ○○○  
 用途地域: 第一種中高層住居専用地域、準防  
 地域区分: 6地域  
 建物用途: 集合住宅  
 竣工年: 2020年3月 予定  
 敷地面積: 1,400 m<sup>2</sup>  
 建築面積: 500 m<sup>2</sup>  
 延床面積: 6,400 m<sup>2</sup>

1-2 外観  
 地上14F  
 構造: RC造  
 平均居住人員: 4人  
 年間使用時間: 24時間/24日 時間率: 標準  
 評価の段階: 実施設計段階評価  
 評価の年月日: 2018年4月30日  
 作成者: ○○○  
 確認日: 2018年4月30日  
 確認者: ○○○

BEE = 1.2  
 S: ★★★★★ A: ★★★★★ B: ★★★★★ C: ★★★★★  
 30% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 100% 100%

2-1 建築物の環境効率 (BEE ランク & チャート)  
 2-2 ライフサイクル CO<sub>2</sub> 削減影響チャート  
 2-3 大項目の評価 (レーダーチャート)

2-4 中項目の評価 (バーチャート)  
 Q1 室内環境 (Q1のスコア: 3.1)  
 Q2 サービス性能 (Q2のスコア: 2.9)  
 Q3 室外環境 (敷地内) (Q3のスコア: 2.8)  
 LR 環境負荷低減性 (LRのスコア: 3.4)  
 LR1 エネルギー (LR1のスコア: 4.2)  
 LR2 資源・マテリアル (LR2のスコア: 2.5)  
 LR3 敷地外環境 (LR3のスコア: 3.2)

3 設計上の配慮事項  
 設計上の配慮事項: 省エネ  
 Q1 室内環境 Q2 サービス性能 Q3 室外環境 (敷地内)  
 LR1 エネルギー LR2 資源・マテリアル LR3 敷地外環境

CASBEE堺 堺市重点項目シート

1. 建物概要  
 建物名称: ○○住宅新築工事  
 建設地: 堺市堺区OOT  
 用途/延床面積: 集合住宅 / 6,400.00 m<sup>2</sup>  
 BEE: 1.2 BEEランク: B+

2. 重点項目への取組み

重点項目	評価点	取組み状況
CO <sub>2</sub> 削減	2	☆☆☆☆
みどり・ヒートアイランド対策	4	☆☆☆☆
エネルギー削減	3	☆☆☆☆
建物の断熱性	3	☆☆☆☆
安全快適な暮らし	4	☆☆☆☆
自然エネルギー利用	—	—

再生可能エネルギー  
 利用施設の導入状況  
 太陽光発電: ○ 風力: - 地熱: -  
 太陽熱利用: - 水力: - バイオマス: -

3. 設計上の配慮事項とCASBEEのスコア

CO <sub>2</sub> 削減	評価項目	スコア	評価点	
地球温暖化への配慮	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価値	2.0	2	
	みどり・ヒートアイランド対策	評価項目	スコア	
生物環境の保全と創出	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価値	3.0	4	
	敷地内温熱環境の向上	CASBEE「Q3-3、2」のスコアによる評価値		3.0
	温熱環境悪化の改善	CASBEE「LR3-2、2」のスコアによる評価値		5.0
エネルギー削減	評価項目	スコア	評価点	
	設備システムの高効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価値	3.0	3
建物の断熱性	評価項目	スコア	評価点	
	建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価値	3.0	3
安全快適な暮らし	評価項目	スコア	評価点	
	リニア計画	CASBEE「Q2-1 1. 1. 3」のスコアによる評価値	4.0	4
	耐震・免震	CASBEE「Q2-2 2. 1」のスコアによる評価値	3.0	
	地域性への配慮、快適性の向上	CASBEE「Q3-3 3. 1」のスコアによる評価値	5.0	
	交通負荷抑制	CASBEE「LR3-2 2. 3」のスコアによる評価値	5.0	
自然エネルギー利用	評価項目	スコア	評価点	
自然エネルギーの利用	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価値	2.0	—	

4. その他  
 技術の名称: 考慮事項  
 特になし。  
 特に配慮した事項: 特になし。

- CASBEE堺のホームページでの公表期間は、概ね5年間です。  
 (CASBEEの評価結果は、新築では竣工後3年間、既存は評価後5年間で有効期間です。)
- 広告物に環境性能表示があれば、ラベルの表示番号から建築物を特定できます。  
 (建築物環境性能の表示ラベルそのものは掲載しません。)
- 堺市が認証をしたものではありません。認証制度については、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構のホームページをご覧ください。



## 第2章

# 環境性能表示制度

### 条例改正のポイント ②

**届出義務となる建築物の販売、賃貸を行う広告には、環境性能の表示が必要となります。**

2012年7月1日から、販売価格または賃料及び間取り図が掲載されており、広告面積がA4サイズを超えるものには**環境性能表示が義務**となっています。

また、2018年4月1日からは、**工事現場へのラベル掲示が義務化**されたので、工事完了まで現場の見やすい場所に表示ラベルを掲示しなければなりません。



## 第2章 堺市建築物環境性能表示制度

## 1 制度の概要

延べ面積が2,000㎡以上の届出義務がある建築物の販売または賃貸の広告を行う場合には、建築物環境性能を表示する必要があります。また、工事期間中は、現場への掲示が必要です。

建築物環境性能の表示を行うことにより、環境配慮に対する取組みや再生可能エネルギー利用設備の有無を広く市民や購入者または借借人に、わかりやすくお知らせすることができます。

ただし、表示に伴う責任は、建築主の自己の責任において行うこととします。

## 2 建築物環境性能の表示内容

評価内容	ラベルのデザイン(PDF形式)
<p>■CASBEE評価と堺市重点項目シートによる評価の場合：</p> <p>総合評価を星の数(最大5つ星)で表し、堺市重点項目に対する取り組み度合いを桜の花びらの数(5段階評価)および再生可能エネルギー利用設備の有無についても桜の花びらで表示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●CASBEE 建築(新築)と堺市重点項目シート(新築・既存版) または</li> <li>●CASBEE 建築(既存)と堺市重点項目シート(新築・既存版) または</li> <li>●CASBEE 戸建(新築)と堺市重点項目シート(戸建版)</li> </ul> <p>による評価を行った場合</p>	<p>ラベルのデザイン(PDF形式)</p> <p>堺市建築物環境性能表示 (様式第5号(甲))</p>  <p>広告(サイズ:横60ミリ×縦36ミリ) 工事現場(サイズ:横280ミリ×縦170ミリ)</p>
<p>■堺市重点項目シートのみによる評価の場合：</p> <p>堺市重点項目に対する取り組み度合いのみを桜の花びらの数(5段階評価)で表示しています。(総合評価の欄がありません)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●堺市重点項目シート(簡易版) または</li> <li>●堺市重点項目シート(戸建版)</li> </ul> <p>による評価を行った場合</p>	<p>堺市建築物環境性能表示 (様式第5号(乙))</p>  <p>(サイズは上記ラベルと同様)</p>

## 3 表示が必要な広告

販売または賃貸を行う建築物(「**販売等建築物**」という。)の販売価格または賃料及び間取り図が表示されている広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに行う場合には、建築物環境性能の表示が必要となります。(※ホームページ上での広告等については不要です。)

ラベルのデザインは上記の様式第5号(甲)となります。ただし、広告の表示面積が623.7cm<sup>2</sup>(日本工業規格A4版)以下のものは、表示を省略することができます。

※表示すべき期間の終期は、工事が完了してから1年を経過する日とします。

なお、延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満の任意届出によるものは、堺市建築物の総合環境配慮制度を活用して、建築物環境性能の表示を広告に掲載することができます。ただし、簡易評価による届出となるため、ラベルのデザインは上記の様式第5号(乙)となります。

#### 4 工事現場への表示ラベルの掲出

平成30年4月1日以降に建築物環境計画書(延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等する際に届出必要)を届け出た建築物について工事現場への表示ラベルの掲出が必要です(ただし、「表示の届出」は不要)。建築物環境計画書を届け出た後、市が届出内容を確認した上で、ラベルのデータを送付しますので工事着手(仮囲い設置後)から工事完了後まで、通行人から、見やすい場所(道路側等)に1箇所以上、ラベルを掲示してください。

※ラベルの内容が破損・劣化等で見えにくくならないよう対策を講じてください。

#### 5 同一敷地内の複数棟を同一の広告に掲載する場合の取扱い

販売等の建築物一棟ごとに、建築物環境性能を表示することが原則です。

この場合、販売等の建築物との対応関係がわかるように、建築物環境性能を表示した隣接部分に対象となる棟名などを表示してください。

また、複数棟のうち、一部が建築物環境性能の表示対象となる場合は、対象となる販売等の建築物についてのみ、一棟ごとに表示をしてください。

#### 6 販売等の建築物で、一部で評価があてはまらない場合の取扱い

集合住宅の評価は、代表的な住戸と共用部の評価を合わせて、棟全体の評価となっております。

そのため、表示された評価があてはまらない住戸がありますので、下記の例文を参考に建築物環境性能を表示した隣接部分に、その旨を表示してください。

(例文1)「本評価は建物全体について評価したものであり、特定の住戸の環境性能を示すものではありません。」

#### 7 表示の届出

建築主及び販売または賃貸の代理または媒介をする者(「販売等受託者」という。)は、建築物環境性能を広告に表示したときは、表示した日から15日以内に「堺市建築物環境性能表示届出書(様式第6号)」に当該広告またはその写しを添付して届出てください。表示の届出後、CASBEE堺のホームページに広告表示がある旨を公表します。

同じ建築物の広告を複数回にわたって行う場合は、建築物環境性能の表示は複数回すべての広告に表示しなければなりません。最初に表示を行った広告時のみ届出てください。同一敷地内に販売等建築物が複数棟あり、広告時期が異なる場合は、それぞれの販売等建築物ごとに、最初に表示を行った広告時に届出てください。

なお、届出書に添付する広告またはその写しについて、磁気的方法または光学的方法その他、人間の知覚によって認識することができない方法により記録したもの(CD、DVDなど)やインターネットの利用による場合には、広告内容及び建築物環境性能の表示が確認できる部分を印刷したものを、広告の写しとして添付してください。

#### 8 変更後の表示の取扱い

「堺市建築物環境計画変更届出書(様式第2号)」の届出に伴い、建築物環境性能の表示内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の広告及び変更の届出をしてください。

この場合の広告には、表示内容が変更されたことが分かるよう、建築物環境性能の表示の隣接部分

に変更内容を分かりやすく表示してください。

(例文2)「省エネ対策」について、評価を変更しました。

(例文3)「安全快適なくらし」について、評価が3点から4点に上がりました。

変更後の建築物環境性能の表示を初めて広告に表示したときは、表示した日から15日以内に「堺市建築物環境性能表示変更届出書(様式第7号)」に、当該広告またはその写しを添付して届出てください。また、当該建築物を購入または賃貸しようとする方や既に契約を締結した方に、変更内容を説明してください。

## 9 購入者等への説明

建築物環境性能の表示内容は、宅地建物取引業法が定める重要事項説明には該当しませんが、建築主及び販売等受託者は、当該建築物の購入者または賃借人に環境配慮に係る措置の評価結果の内容を説明するように努めてください。

環境性能表示の見方や各項目の内容などは「CASBEE 堺」のホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

また、届出内容の概要が「CASBEE 堺」のホームページに掲載されていることを紹介してください。

## 10 表示に係る検査

広告に建築物環境性能の表示をするときは、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会「不動産の表示に関する公正競争規約」など、その他関連法令を遵守し適正な表示を行ってください。

なお、届出に係る表示について必要があると認めるときは、検査を実施する場合があります。

## 11 表示の有効期限

建築物環境性能の表示は、新築の建築物にあつては建築物の工事が完了した日から3年、既存建築物にあつては届出を行った日から5年を超えて表示することができません。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構では、CASBEE評価の有効期間を次のように定めています。

- CASBEE建築(新築):設計仕様に基づく予測評価であるため、竣工後3年間。
- CASBEE建築(既存):経年による劣化・改善などにより建物の環境性能が変化するとともに建物の利用形態も変化するため、評価後5年間。

## 12 ラベル表示を見る時の注意点

### ①自己表示に基づく表示です

この評価は堺市が認証したものではありません。建築主等の環境配慮の取組みを、堺市が設けた基準を用いて自己評価したものです。

### ②代表的な住戸を評価しています

集合住宅は、代表的な住戸と共用部の評価で、建物全体の評価としています。そのため、表示された評価が当てはまらない住戸があります。

### ③評価時期に注意しましょう

CASBEE評価ソフトは、建築技術の進歩、環境指標の変更などに伴い改正されます。(表示の下部に、評価ソフトの年度を記載。) CASBEE建築(新築)における評価結果の有効期間は竣工後3年間で、長期間に渡る性能を示すものではありません。

## 13 その他留意事項

### ①販売等受託者の責務について

販売等建築主が、販売等建築物の広告、販売もしくは媒介を委託する場合、広告、販売もしくは媒介の委託先には、建築主の責務により表示を委託することとします。

### ②建築主の責務

CASBEEによる評価、堺市重点項目シートによる評価及びラベル表示に伴う責務は、すべて建築主に依存するものとします。

### ③その他

建築物環境性能表示は、堺市が認証を与えるものではなく、建築主の自主的な環境配慮への取組結果を表示するものです。

また、堺市の建築物環境性能表示であるとの誤認を招くようなラベルの表示は行わないでください。

### ※CASBEE戸建(新築)の評価結果を公開する場合の注意について

CASBEE戸建(新築)は、評価の条件がすべて決まっていない段階においても想定条件のもとで評価することが可能になっております。そのため、評価結果を第三者に提示する際には、評価結果に加え、どの段階で、どのような条件で評価した結果なのかを正しく伝えることが重要です。

特にカタログやチラシに掲載する場合には、閲覧者に誤解を与えないよう評価結果に加えて、「評価結果は、敷地、家族構成、使われ方、外構などを想定したものです」などのただし書きを付けてください。



## 第3章

---

# CASBEE建築(新築)の解説補足資料



## 第3章 CASBEE-建築(新築)の解説補足資料

### 1 適切な評価のために

#### 1) CASBEE評価ソフトのマニュアルについて

本制度では、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構の評価ソフトであるCASBEE建築(新築)を使用します。

この評価ソフトのマニュアルは、同機構の「CASBEE」のホームページから無料で、ダウンロードできます。( <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm> )

このマニュアルを基に、適切な評価を心がけてください。

#### 2) CASBEEのQ&Aについて

同機構のホームページにおいてCASBEEに関するよくある質問がQ&A形式で公開されていますのでご覧ください。( <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/qanda/qanda.htm> )

#### 3) CASBEEにおける駐車場の評価方法について

駐車場としては、駐車場を主用途とした建物のほか、事務所ビルや店舗、複合用途ビルなどに駐車場が併設されるなどの様々なケースが考えられます。駐車場及び駐車場を含む建築物の駐車場の取り扱い方について、詳細に解説されています。

詳しくは、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構の「CASBEEにおける駐車場の評価方法について」のホームページをご覧ください。( <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/parking.htm> )

#### 4) 建築物衛生法における特定建築物について

CASBEE評価の「Q2サービス性能」の中の「1.3.2 維持管理機能の確保」では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)」で定める特定建築物に該当するかどうかで、評価する取組み内容が異なります。CASBEE評価ソフト「解説Q2シート」の取組み表の選択を間違えないようにご注意ください。

なお、建築物衛生法については、厚生労働省の「建築物衛生のページ」をご覧ください。

( <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html> )

#### 5) 外構緑化指数などの計算方法について

CASBEE評価の「Q3-1 生物環境の保全と創出」の中の「Ⅲ 緑の量の確保」では、外構緑化指数を算出することになっています。

計算方法については、CASBEE建築(新築)の評価マニュアル記載の計算式に基づき算出してください。なお、樹冠面積、緑地面積の算定方法についても同様です。(この項目は堺市重点項目の「みどり・ヒートアイランド対策」での評価のひとつです。)

## 6) 地表面対策面積率の計算方法について

CASBEE評価の「LR3-1 地球温暖化への配慮」の中の「2.2 温熱環境悪化の改善」では、「地表面被覆材に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する」という評価項目があります。

計算方法については、CASBEE建築(新築)の評価マニュアルの計算式に基づき算出してください。

**(この項目は堺市重点項目の「みどり・ヒートアイランド対策」での評価のひとつです。)**

なお、「Q3-3.2 敷地内の温熱環境の向上」では、「敷地内に緑地や水面等を確保し、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和する」という評価項目があります。計算方法については、CASBEE建築(新築)の評価マニュアル 129ページの計算式に基づき算出してください。



2) 係数シートの入力

次に、画面下の「係数」タブをクリックして、「排出係数」シートを開いてください。

CO<sub>2</sub>排出量の計算に用いる電気の排出係数を選択してください。

**排出係数の設定**

標準計算に用いる電力の排出係数(設定値)

電力事業者名/相換等	排出係数
関西電力(株)	0.000531 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)

(1) 評価条件として、与えられた排出係数を用いる場合

電力事業者名/相換等 排出係数 (t-CO<sub>2</sub>/kWh)

(2) 温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定方法を参考とする場合

① 電気事業者から供給された電気

事業者名	排出係数
関西電力(株)	0.000531 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)

② その他

電力事業者名/相換等 排出係数 (t-CO<sub>2</sub>/kWh)

③ 代替値

相換等	排出係数
代替値	(t-CO <sub>2</sub> /kWh)

(3) 上記以外の場合

電力事業者名/相換等 排出係数 (t-CO<sub>2</sub>/kWh)

平成26年度の電気事業者別実排出係数等の公表値 (H27.11.30公表)

○算定省令に基づく電気事業者ごとの実排出係数及び代替値

[1]実排出係数

北海道電力(株)	0.000683	株式会社トヨタ・ベンチシステム	0.000482
東北電力(株)	0.000571	(株)とんどん	0.000495
東京電力(株)	0.000505	(株)ランフエナジー	0.000602
中部電力(株)	0.000497	(株)日本セレモニー	0.000610
北陸電力(株)	0.000647	(株)V-Power	0.000254
関西電力(株)	0.000531	(株)パルスタワー	0.000190
中国電力(株)	0.000706	(株)スイサイドエナジー	0.000581
四国電力(株)	0.000676	産業瓦斯(株)	0.000494
九州電力(株)	0.000584	サミットエナジー(株)	0.000413
沖縄電力(株)	0.000816	J&B白星白エネルギー(株)	0.000325
アストモスエネルギー(株)	0.000190	JLエナジー(株)	0.000593
イーレックス(株)	0.000682	志賀高原リゾート開発(株)	0.000036
(一財)中之島電力	0.000316	シナモン(株)	0.000416
(一社)電力託送代行機構	0.000316	昭和シェル石油(株)	0.000372
出光グリーンパワー(株)	0.000253	新日鉄住金エンジニアリング(株)	0.000560
伊藤忠エネクス(株)	0.000588	積丹商事(株)	0.000488
SBパワー(株)	0.000259	豊北天然ガス発電(株)	0.000329
エネサープ(株)	0.000634	総合エネルギー(株)	0.000636
荏原環境プラント(株)	0.000266	大東エナジー(株)	0.000566
王子製紙(株)	0.000438	ダイヤモンドパワー(株)	0.000339
オリックス(株)	0.000488	大和ハウス工業(株)	0.000519
(株)イーセル	0.000511	中興電力エナジー(株)	0.000560
(株)岩手ウインドパワー	0.000044	テラスエンジニアリング(株)	0.000599
(株)うなかみの大地	0.000106	テフコスタマサービス(株)	0.000487
(株)SEウイングス	0.000482	東京エコサービス(株)	0.000071
(株)エヌパワー	0.000415	にちほクラウド電力(株)	0.000539
(株)エネネット	0.000454	日産トレーディング(株)	0.000365
(株)F-Power	0.000454	日本アルファ電力(株)	0.000000
(株)関西電力グループソリューション	0.000541	日本テック(株)	0.000532
(株)ウルトラスト	0.000482	日本ロジック協同組合	0.000386
(株)グローバルエンジニアリング	0.000472	バナソニック(株)	0.000622
(株)カーネービック	0.000153	プレミアムグリーンパワー(株)	0.000011
(株)深瀬電機	0.000346	本田技研工業(株)	0.000586
(株)サイサン	0.000373	丸紅(株)	0.000482
(株)サニックス	0.000009	ミサワホーム(株)	0.000311
(株)CNOパワーソリューションズ	0.000537	三井物産(株)	0.000000
(株)IG-Power	0.000170	三井物産(株)	0.000466
(株)新出光	0.000487	ミツロコグリーンエネルギー(株)	0.000582
		(株)IG-Power	0.000454
		ワタナベ・エナジー(株)	

[2]代替値

代替値	0.000579 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)
-----	-----------------------------------

3) 採点シートの入力

「採点Q1」タブをクリックして、「採点Q1」シートを開いてください。

採点シートはQ1、Q2、Q3、LR1、LR2、LR3の6つのシートに分かれており、各シートには各用途における採点基準表が表示されています。評価項目毎に、レベル1～5までの5段階の採点基準が解説されていますので、この表に従って採点を行ってください。この採点結果は「スコアシート」へ自動的に転記表示されます。

■レベル1～5の5段階評価の内、基準値はレベル3です。  
 ■建築基準法など、最低限の必須要件を満たしている場合はレベル1、一般的な水準と判断される場合はレベル3となります。この一般的な水準(レベル3)とは、評価時点の一般的な技術・社会水準に相当するレベルをいいます。

**Q1 室内環境**

1 音環境

1.1 騒音

1.1.1 室内騒音レベル

建物全体・共用部分		重み係数(既定) = 0.50					住居・宿泊部分	
レベル 3.0	事・病(待)・ホ・工・住	学(大学等)・病(診)	物・飲	会	学(小中高)	レベル 3.0		
レベル 1	50 < [騒音レベル]	45 < [騒音レベル]	55 < [騒音レベル]	40 < [騒音レベル]	60 < [騒音レベル]	レベル 1	45 < [騒音レベル]	
レベル 2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	50 < [騒音レベル]	レベル 2	(該当するレベルなし)	
■レベル 3	45 < [騒音レベル] ≤ 50	40 < [騒音レベル] ≤ 45	50 < [騒音レベル] ≤ 55	35 < [騒音レベル] ≤ 40	55 < [騒音レベル] ≤ 60	レベル 3	40 < [騒音レベル] ≤ 45	
レベル 4	40 < [騒音レベル] ≤ 45	35 < [騒音レベル] ≤ 40	45 < [騒音レベル] ≤ 50	30 < [騒音レベル] ≤ 35	50 < [騒音レベル] ≤ 55	レベル 4	35 < [騒音レベル] ≤ 40	
レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 30	[騒音レベル] ≤ 50	レベル 5	[騒音レベル] ≤ 35	

目標とする室内騒音レベルを評価します。  
 一般事務室で、50dBを目標とした場合は、採点表からレベル3となるので、プルダウンメニューから「3」を選択します。

室内許容騒音レベル*		20	25	30	35	40	45	50
1	NR	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40~45
2								
3								
4								
5								
対象外								

プルダウンメニューからレベル1～5、または対象外を選択します

採点基準は、項目毎にレベル1～5の段階が設定されており、採点欄ではそのレベル数をプルダウンメニューから選択(レベル3の場合は3を選択)してください。

また、「Q3 室外環境(敷地内)」や「LR3 敷地外環境」においては、採点基準表に付属する「評価する取組み」表に示される取組み度合いをチェックして採点します。

「評価する取組み」表には、環境配慮設計を行う上で、配慮すべき事項がチェック項目または手法のリストとしてまとめられており、リストに示される個々の取組みの有無を評価し、与えられるポイントの合計点数（または項目数）により項目の採点を行います。詳しくは評価マニュアルをご覧ください。

#### ※病院、ホテル、集合住宅の評価を行う場合：

建物全体として評価する項目（Q3、LR1、LR2、LR3）と、建物の“共用部分”と“住居・宿泊部分”を分けて評価する項目（Q1、Q2）があるため注意してください。これらの用途については、必ず「建物全体・共用部分」の評価と「住居・宿泊部分」の評価を両方してください。

#### ※複合用途建築物の評価を行う場合：

評価者自らにより、含まれる各用途のレベル（得点）をそれぞれの面積割合により加重平均した結果を入力してください。各用途での結果を評価項目毎に面積加重平均し、結果を整数でCASBEE建築（新築）の評価ソフトに入力（プルダウンから選択）します。平均の結果は四捨五入した整数とします。

LR1エネルギーの評価では、複合用途建築物の場合「計画書シート」において9用途それぞれに「省エネルギー計画書」または「住宅性能評価書」からの数値の転記欄が設けられているので、用途毎に数値を入力してください。

「1. 建物の熱負荷抑制」については、全用途における採点レベルの面積加重平均、「3. 設備システムの高効率化」については全用途における、基準となる一次エネルギー消費量と評価建物の一次エネルギー消費量をそれぞれ合計し、建物全体でのERRを算定（自動計算）することにより、評価を行います。

## 4) 計画書シートの入力

「計画書」タブをクリックして、「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記シートを開いてください。

省エネルギー基準に基づく外皮性能、一次エネルギー消費量について省エネ計画書もしくは省エネ届出書の該当する数値を入力します。

■ LR1 「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記		■ 建物名称 ○○住宅新築工事	
1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項			
非住宅部分	[BPI][BPI <sub>m</sub> ] =	6地域	<1~7地域> レベル 1.0 <8地域> レベル 1.0
住宅部分	品確法 等級4 相当 ※1、2		
<small>※1 各住戸の相当する等級が異なる場合には、住戸毎に評価を行い、算定されたレベルを住戸数で加重平均し、四捨五入で最も近いレベルを選択する。ただし、レベル5の「等級4を超える水準」については、各住戸の平均外皮性能値に基づき評価するため、加重平均を行う必要はない。 ※2 等級4を超える水準 &lt;1~7地域&gt; 各住戸のUA値について①又は②の基準を満たし、且つ、<i>カ</i>AC値について等級4相当を満たすこと。 ①住戸の設計UA値が基準UA値に0.85を乗じた値以下であること。 ②外気に接する床の部位熱貫流率が下の値に0.85を乗じた値以下であり、かつ、住戸の設計UA値が基準UA値に0.9を乗じた値以下であること。 1~2地域:0.27、3地域:0.32、4~7地域:0.37 &lt;8地域&gt; 各住戸の開口部の平均日射熱取得率が12以下となること。</small>			
非住宅部分(工場除く)	床面積(m <sup>2</sup> )	床面積比率	レベル 1.0
	0	0.00	
住宅部分	6,400	1.00	レベル 4.0
LR1/1. 建物外皮の熱負荷抑制			レベル 4.0
2 一次エネルギー消費性能(BEI等の転記)			
建物全体のBEI	[BEI][BEI <sub>m</sub> ] =	0.85	レベル 5.0 下記(1)(2)(3)で評価する場合は空欄
非住宅部分のBEI	[BEI][BEI <sub>m</sub> ] =		非住宅建築物は、建物全体のBEIと同じ数値を入力 下記(1)(2)(3)で評価する場合は複合用途内の非住宅部分の(1)(2)(3)

建築物省エネ法に基づく「省エネルギー計画書」から、建物用途ごとに、(BPI値もしくはBPI<sub>m</sub>値)または、(BEI値もしくはBEI<sub>m</sub>値)を入力します。  
なお、住宅部分については、品確法に基づく断熱等性能等級を入力します。

5) スコアシートの水色セルの入力

「スコア」タブをクリックして、「スコアシート」を開いてください。  
環境配慮設計の概要記入欄のセルが、水色となっている場合には、そのセルに数値またはコメントを入力してください。評価点が4以上の場合に、自動的に水色のセルになります。

CASBEE-建築(新築)2016年版		■使用評価マニュアル CASBEE-建築(新築)2016年版						
〇〇住宅新築工事		欄に数値またはコメントを記入		■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2016(v2.1)				
スコアシート		実施設計段階						
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄			評価点	重み係数	評価点	重み係数	全体
Q 建築物の環境品質								3.0
Q1 室内環境								
1 音環境								
1.1 室内騒音レベル				3.0	0.15			
1.2 遮音				3.0	0.50			
1 開口部遮音性能				3.0	0.50			
2 界壁遮音性能				3.0	1.00	3.0	0.30	
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)						3.0	0.30	
4 界床遮音性能(重量衝撃源)								
1.3 吸音								
2 温熱環境								
2.1 室温制御								
1 室温				3.0	0.38	4.0	1.00	
2 外皮性能								
3 ゾーン別制御性								

採点シートで選択した評価が自動入力されます。。

水色セルの部分は高い点数を入力されている項目ですので、必ず何らかの根拠とした取組み内容を入力してください。なお、セルの欄内に収まるように簡潔に入力してください。

住宅性能評価基準において等級4を取得予定。

6) 配慮事項記入シートへの入力

「配慮」タブをクリックして、「環境設計の配慮事項」シートを開いてください。評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を入力してください。

記述内容は評価結果表示シートの「3. 設計上の配慮事項」に自動的に転記表示されます。

配慮事項記入シートの「総合」欄には、建物全体におけるコンセプトを、「Q1」～「LR3」欄には、各評価項目に関連する事項を入力してください。「その他」の欄には「Q1」～「LR3」において評価されない「その他」の環境配慮の取組みを入力してください。

■ 環境設計の配慮事項		■ 建物名称	〇〇ビル
計画上の配慮事項			
総合	注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。		
Q1 室内環境	注) 「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
Q2 サービス性能	注) 「Q2 サービス性能」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
Q3 室外環境(敷地内)	注) 「Q3 室外環境(敷地内)」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
LR1 エネルギー	注) 「LR1 エネルギー」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
LR2 資源・マテリアル	注) 「LR2 資源・マテリアル」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
LR3 敷地外環境	注) 「LR3 敷地外環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。		
その他	注) 上記の6つのカテゴリ以外に、建設工事における廃棄物削減・リサイクル、歴史的建造物の保存など、建物自体の環境性能としてCASBEEで評価し難い環境配慮の取組みがあれば、ここに記載してください。		

7) 結果シートにおける外観パースの貼り付け

「結果」タブをクリックして、「評価結果」シートを開いてください。

評価結果「1-2外観」欄に外観透視図等を貼り付けてください。外観透視図等の電子データは、JPEG形式等で、概ね1MB程度までのものとしてください。

CASBEE®-建築(新築)   評価結果																																								
1-1 建物概要	1-2 外観	2-3 大項目の評価(リーダーボード)																																						
<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>〇〇ビル</td><td>階数</td><td>地上〇〇F</td></tr> <tr><td>種別</td><td>〇〇県〇〇市</td><td>構造</td><td>RC造</td></tr> <tr><td>用途地域</td><td>商業地域、防火地域</td><td>平均居住人員</td><td>XX人</td></tr> <tr><td>気候区分</td><td></td><td>年間使用時間</td><td>XXX時間/年</td></tr> <tr><td>建物用途</td><td>事務所</td><td>評価の段階</td><td>実施設計段階評価</td></tr> <tr><td>竣工年</td><td>2018年12月</td><td>0.0</td><td>評価の実施日</td><td>2014年7月8日</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>XXX㎡</td><td>所有者</td><td>〇〇〇</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>XXX㎡</td><td>建築日</td><td>2014年7月10日</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>3,000㎡</td><td>確認者</td><td>〇〇〇</td></tr> </table>	建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F	種別	〇〇県〇〇市	構造	RC造	用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX人	気候区分		年間使用時間	XXX時間/年	建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価	竣工年	2018年12月	0.0	評価の実施日	2014年7月8日	敷地面積	XXX㎡	所有者	〇〇〇	建築面積	XXX㎡	建築日	2014年7月10日	延床面積	3,000㎡	確認者	〇〇〇		<p>外観パース等 図を貼付けるときは シーマの保護を解除してください</p>	
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F																																					
種別	〇〇県〇〇市	構造	RC造																																					
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX人																																					
気候区分		年間使用時間	XXX時間/年																																					
建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価																																					
竣工年	2018年12月	0.0	評価の実施日	2014年7月8日																																				
敷地面積	XXX㎡	所有者	〇〇〇																																					
建築面積	XXX㎡	建築日	2014年7月10日																																					
延床面積	3,000㎡	確認者	〇〇〇																																					
2-1 建築物の環境効率(BEEランク&チャート)	2-2 ライフサイクルCO <sub>2</sub> (環境影響チャート)	2-3 大項目の評価(リーダーボード)																																						
BEE = 0.9 ★★★★★	☆☆☆☆☆	<p>2-3 大項目の評価(リーダーボード)</p> <p>2-3 大項目の評価(リーダーボード)</p>																																						

3 堺市重点項目の入力方法について

1) 入力方法

この「堺市重点項目入力用シート」にCASBEE評価ソフトの「スコアシート」の数値を入力することにより、「堺市重点項目シート」に評価結果が表示されます。この入力用シートは公表しません。

<b>堺市建築物の総合環境配慮制度</b> <b>堺市重点項目の入力用シート</b>		<b>新築・既存</b>		水色のセルにプルダウンメニューから選択または文字や数値を入力して下さい。 ※対象外となる項目のスコアは0と入力して下さい。	
<b>【建物概要】</b> 建物の名称を入力して下さい⇒ ■建物名称: ○○住宅新築工事 建設地を入力して下さい⇒ ■建設地: 堺市堺区〇〇T		※ここは入力不要です(総合評価BEEランクは自動で入力されます)⇒ <b>B+</b>			
CASBEE評価結果シートのBEE値を入力して下さい⇒ ■BEE値:		<b>1.2</b>			
<b>【用途別面積】</b> 用途名はセルをクリックし、プルダウンメニューから選択して下さい。		■用途1(主用途)	用途名	面積	6,400.00 m <sup>2</sup>
		■用途2	用途名	面積	m <sup>2</sup>
		■用途3	用途名	面積	m <sup>2</sup>
		■用途4	用途名	面積	m <sup>2</sup>
		■建物全体		合計 (自動計算されます)	6,400.00 m <sup>2</sup>
<b>【評価項目】</b>					
<b>CO<sub>2</sub>削減</b>					
評価項目	環境性能	入力内容			評価点
CASBEE「LR3-1 地球温暖化への配慮」のスコアによる評価値	CO <sub>2</sub> に関する部分の評価	2.0			2.0
<b>みどり・ヒートアイランド対策</b>					
評価項目	環境性能	入力内容			評価点
CASBEE「Q3-1 生物環境の保全と創出」のスコアによる評価値	生物環境の保全と創出	3.0			4.0
CASBEE「Q3-3 3.2 敷地内温熱環境の向上」のスコアによる評価値	敷地内温熱環境の向上	3.0			
CASBEE「LR3-2 2.2 温熱環境悪化の改善」のスコアによる評価値	温熱環境悪化の改善	5.0			
<b>エネルギー削減</b>					
評価項目	環境性能	入力内容			評価点
CASBEE「LR1-3 設備システムの高効率化」のスコアによる評価値	設備システムの高効率化	3.0			3.0
<b>建物の断熱性</b>					
評価項目	環境性能	入力内容			評価点
CASBEE「LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制」のスコアによる評価値	建物外皮の熱負荷抑制	3.0			3.0
<b>安全快適な暮らし</b>					
評価項目	環境性能	入力内容			評価点
CASBEE「Q2-1 1.1.3 バリアフリー計画」のスコアによる評価値	バリアフリー計画	共用	スコア	重み1	重み2
CASBEE「Q2-2 2.1 耐震・免震」のスコアによる評価値		耐震・免震	4.0	0.40	0.40
CASBEE「Q3-3 3.1 地域性への配慮、快適性の向上」のスコアによる評価値	地域性への配慮、快適性への向上	5.0			4.0
CASBEE「LR3-2 2.3.3 交通負荷抑制」のスコアによる評価値	交通負荷抑制	5.0			
<b>自然エネルギー利用</b>					
評価項目	環境性能	入力内容			評価点
CASBEE「LR1-2 自然エネルギー利用」のスコアによる評価値	自然エネルギー利用	2.0			—
<b>再生可能エネルギー利用設備の導入状況</b>					
種類	有無	種類	有無	技術の名称	考慮事項
太陽光発電	○	地熱	-		
太陽熱利用	-	バイオマス	-		
風力	-				
水力	-				
<b>その他</b>					
先進的技術の導入	技術の名称			考慮事項	
	特になし。				
特に配慮した事項	特になし。				

・建物名称、建設地を記入して下さい。

・CASBEE 評価結果シート 2-1 建築物の環境効率(BEE 値)を記入して下さい

・建築物における用途ごとの延べ面積を入力して下さい。

・各評価項目の評価値を記入して下さい。

※評価項目が「対象外」の場合には、「堺市重点項目の入力用シート」には「0 (ゼロ)」を入力してください。

・CASBEE スコアシート Q2 1.1.3 バリアフリー計画における建物全体・共用部分のスコア及び重み係数入力してください。 ※重み係数の見方を参照。

・再生可能エネルギー利用設備の導入検討結果を入力して下さい。  
\* 再生可能エネルギー利用設備の導入検討の手引きを参照して下さい。

① 先進的な技術の導入  
「建築物の環境配慮技術手引き」に掲載されている技術などの先進的な取り組みについて、なぜそれが採り入れられたのか、どのような工夫がされているのかなどを記述します。  
(例) ・太陽光発電による自然エネルギー利用を行なっている。  
・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備が設置されている。

② 特に配慮した事項  
左記以外で、地球温暖化・ヒートアイランド対策として、特に配慮した事項を記述します。  
(例) ・大規模な自然エネルギー施設を導入する。  
・地域冷暖房を導入する。

補足資料

【重み係数の見方】(Q2-1.1.3 バリアフリー計画)

Q2 サービス性能			0.30			2.9
1 機能性			2.2	0.40	3.2	1.00
1.1 機能性・使いやすさ			3.0	0.40	4.0	0.60
1 広さ・収納性			3.0		3.0	1.00
2 高度情報通信設備対応	各住戸に100Mbitクラスのインターネットサービスを整備		3.0		4.0	1.00
3 バリアフリー計画			3.0	1.00	-	-
1.2 心理性・快適性			1.0		2.0	0.40
1 広さ感・景観			3.0		3.0	0.50

2) 堺市重点項目シート

CASBEE評価ソフトのスコアシートからの数値を「堺市重点項目入力用シート」に入力することにより、自動的に「重点項目シート」に評価結果が表示されます。

※CASBEE堺のホームページには、このシートが公表されます。

CASBEE堺		堺市重点項目シート ＜新築・既存＞ Sakai_s2018v1.0	
1. 建物概要	建物名称	〇〇住宅新築工事	BEE
	建設地	堺市堺区〇〇丁	BEEランク
	主用途/延床面積	集合住宅 / 6,400.00 m <sup>2</sup>	1.2 B+
2. 重点項目への取組み			
重点項目	評価点	取組み度	
CO <sub>2</sub> 削減	2	●●●●	
みどり・ヒートアイランド対策	4	●●●●	
エネルギー削減	3	●●●●	
建物の断熱性	3	●●●●	
安全快適な暮らし	4	●●●●	
自然エネルギー利用	—		
再生可能エネルギー 利用施設の導入状況	太陽光発電	○	風力
	太陽熱利用	-	水力
		-	地熱
		-	バイオマス
3. 設計上の配慮事項とCASBEEのスコア			
CO <sub>2</sub> 削減	評価項目	スコア	評価点
	地球温暖化への配慮	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価値	2.0
			2
みどり・ヒートアイランド対策	評価項目	スコア	評価点
	生物環境の保全と創出	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価値	3.0
	敷地内温熱環境の向上	CASBEE「Q3-3.2」のスコアによる評価値	3.0
	温熱環境悪化の改善	CASBEE「LR3-2.2」のスコアによる評価値	5.0
			4
エネルギー削減	評価項目	スコア	評価点
	設備システムの高効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価値	3.0
			3
建物の断熱性	評価項目	スコア	評価点
	建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価値	3.0
			3
安全快適な暮らし	評価項目	スコア	評価点
	バリアフリー計画	CASBEE「Q2-1.1.1.3」のスコアによる評価値	4.0
	耐震・免震	CASBEE「Q2-2.2.1」のスコアによる評価値	3.0
	地域性への配慮、快適性の向上	CASBEE「Q3-3.3.1」のスコアによる評価値	5.0
	交通負荷抑制	CASBEE「LR3-2.2.3.3」のスコアによる評価値	5.0
			4
自然エネルギー利用	評価項目	スコア	評価点
	自然エネルギーの利用	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価値	2.0
			—
4. その他			
技術の名称	考慮事項		
特になし。			
特に配慮した事項			
特になし。			

#### 4 LR3-2.3.3 交通負荷抑制」について

CASBEE評価の「LR3-2.3 地域インフラへの負荷抑制」の中の「2.3.3 交通負荷抑制」では、建物の運用時に発生する自動車利用による交通負荷（渋滞の発生など）を抑制するための取組み内容について評価します。評価項目は、次のとおりです。

- I. 自転車の利用に関する取組みでは、建物利用者のための適切な量の自転車置場の確保 2) その他
- II. 駐車場の確保に関する取組みでは、1) 適切な量の駐車スペースの確保、 2) 管理用車両や荷捌き用車両の駐車施設の確保、 3) 駐車場の導入路の位置や形状・数への配慮、 4) その他  
となっています。

本市では駐車場整備地区が定められています。次のページをご覧ください。

- 詳しくは、堺市の「駐車場に関する届出」のホームページをご覧ください。

(<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/chushajo/chushajo/index.html>)

また、駐車場や駐輪場の附置義務台数については、堺市宅地開発等に関する指導基準において、駐車場や駐輪場の附置義務台数が定められています。

- 詳しくは、堺市の「交通関係施設の整備基準について」のホームページをご覧ください。

(<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kaihatsu/shidokijun/seibikijun.html>)

## 5 「LR3-2.1 大気汚染防止」について

本市では、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制があります。

詳しくは、堺市の「大気に関する規制」のホームページをご覧ください。

([http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo\\_hozen/jigyosha/taikiosen/kisei/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/taikiosen/kisei/index.html))

## 6 「LR3-3.1.1 騒音」について

### 規制基準について

規制対象地域内に設置されている工場や事業場から発生する騒音や振動には「規制基準」が定められており、**その敷地境界線上で規制基準を遵守しなければなりません。**

(騒音規制法第5条、振動規制法第5条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第85条)

### 騒音に係る規制基準

区域・時間		朝(6~8時)、 夕(18~21時)	昼間(8 ~18時)	夜間(21 ~翌6時)
ア.第1・2種低層住居専用地域		45デシベル	50デシ ベル	40デシベ ル
イ.第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域		50デシベル	55デシ ベル	45デシベ ル
ウ.近隣商業地域、商業地域、準工業地域		60デシベル	65デシ ベル	55デシベ ル
エ.工業地域、工業専用地域の一部	既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び上記イの区域の境界線から15メートル以内の区域	60デシベル	65デシ ベル	55デシベ ル
	その他の区域	65デシベル	70デシ ベル	60デシベ ル

■詳しくは、堺市の「工場・事業場の規制について」のホームページをご覧ください。

([http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo\\_hozen/jigyosha/soonshindo/keieisha/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/soonshindo/keieisha/index.html))

## 7 「LR3-3.1.2 振動」について

### 振動に係る規制基準

区域・時間		昼間(6~ 21時)	夜間(21~ 翌6時)
ア.第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域		60デシベ ル	55デシベ ル
イ.近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65デシベ ル	60デシベ ル
ウ.工業地域及び工業専用地域の一部	既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び上記アの区域の境界線から15メートル以内の区域	65デシベ ル	60デシベ ル
	その他の区域	70デシベ ル	65デシベ ル

■詳しくは、堺市の「工場・事業場の規制について」のホームページをご覧ください。

([http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo\\_hozen/jigyosha/soonshindo/keieisha/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/soonshindo/keieisha/index.html))

**8 「LR3-3.1.3 悪臭」について**

本市では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、悪臭防止法に基づき、これまでアンモニアなど特定悪臭物質による物質濃度規制を行ってまいりました。

このたび、これに代わる規制方法として、多種多様な悪臭物質に対応可能な人の嗅(きゆう)覚を用いた臭気指数規制を平成20年1月1日から導入しました。

**悪臭防止法による規制について**

更新日: 2012年12月19日

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法による規制があります。

本市では全域が悪臭防止法の規制地域に指定されており、臭気指数による規制が行われています。臭気指数は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈した時の希釈倍率(臭気濃度)の対数値に10を乗じた数です。

臭気指数 = 10 × log(希釈倍率)

たとえば、「臭気指数10」とは、試料を10倍希釈した時に臭わなくなる濃度です。

臭気指数による規制は、事業場等の「敷地境界線上」、煙突等の「気体排出口」、「排出水」の3カ所において、嗅覚を用いた測定法により測定した臭気指数に基づいて行われます。

**(1)敷地境界線上における規制基準(1号規制基準)**

臭気指数10

**(2)気体排出口における規制基準(2号規制基準)**

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気強度  
(※気体排出口の規制基準値は、排出口の実高さにより、算出方法が異なります。)

- 【15メートル以上の施設】規則第6条の2第1項第1号で算出(臭気排出強度)
- 【15メートル未満の施設】規則第6条の2第1項第2号で算出(臭気指数)

**(3)排出水における規制基準(3号規制基準)**

臭気指数26

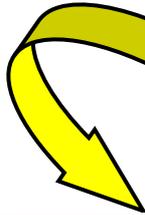
規制についての詳しい内容につきましては、次の告示文書および説明パンフレット「臭気指数規制の導入について」をご覧ください。

平成19年11月20日

堺市告示第245号(PDF: 23KB)

説明パンフレット

「臭気指数規制の導入について」(PDF: 1.659KB)



**臭気指数規制の導入 (施行:平成20年1月1日)**

最近の悪臭規制の傾向をみると、従来の畜産事業や製造工場だけでなく、いわゆる都市・生活圏と呼ばれる飲食店やサービス業などから発生する悪臭が懸念が増加しています。本市では、これまで悪臭防止法に基づいて、特定悪臭物質(アンモニアや硫化水素など22物質)の濃度を規制する方法(濃度規制)も採用してまいりましたが、飲食店やサービス業などから発生する悪臭に対しては、この規制方法では対応が困難な状況にありました。そのため、これら都市・生活圏の悪臭に対しても対応可能な臭気指数規制を平成20年1月1日より導入いたしました。

**従来の規制(濃度規制)** → **臭気指数規制**

従来の規制: 特定悪臭物質(22物質)を規制  
臭気指数規制: 人の嗅覚を用いた規制

**臭気指数とは**

悪臭防止法第2条第2項に定められる臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、嗅覚した空気をしおひげ感じられなくなるまで無臭希釈率(臭気濃度)の対数値に10を乗じた数です。測定は、嗅覚検査に合格した臭気判定士によって行われます。臭気指数は、人間の嗅覚を用いて悪臭を測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいという特徴があります。

**臭気指数 = 10 × Log(希釈倍率)**

**規制対象**

すべての工場・事業場

**規制基準**

- 敷地境界線上の規制基準(1号基準)  
臭気指数 10
- 気体排出口の規制基準(2号基準)  
臭気指数 26
- 排出水の規制基準(3号基準)  
臭気指数 26

**行政措置**

住民の生活環境が損なわれていると認められる場合には、報告徴収・立入検査・悪臭の測定を実施します。また、規制基準を超過し、かつ、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市役が、改善勧告、改善命令を発令することができます。命令に違反した者は、罰金が科せられます。(悪臭防止法第9条、第26条)

■詳しくは、堺市の「悪臭防止法による規制について」のホームページをご覧ください。  
([http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo\\_hozen/jigyosha/taikiosen/akushu/shukishisu.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/taikiosen/akushu/shukishisu.html))

補足資料



## 第4章

---

# 資料編



## 第4章 資料編

## 1 届出等の書式

様式第1号(第3条関係)

## 堺市建築物環境計画書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

印

大阪府温暖化の防止に関する条例第17条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物の概要	工種の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 戸建て住宅			
	用途及び規模	用途	規模(延べ面積)		
					m <sup>2</sup>
	(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に関するもの)				m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日		
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
構造		高さ	m	階数	地上 階、地下 階
環境配慮のために講じようとする措置及びその評価結果(府条例第16条第6項)					別紙のとおり
省エネルギー基準の適合状況(府条例第16条第3項、第4項)					
<input type="checkbox"/> 住宅部分の床面積の合計が10,000 m <sup>2</sup> 以上で高さが60m以上		外皮基準			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
<input type="checkbox"/> 非住宅部分の床面積の合計が2,000 m <sup>2</sup> 以上		一次エネルギー基準			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
<input type="checkbox"/> 上記以外(省エネルギー基準の適合対象外)					
再生可能エネルギー源を利用する設備の導入についての検討結果(府条例第16条第2項)					
検討内容については別紙「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」のとおり					
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を導入 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備を導入 <input type="checkbox"/> その他( )を導入 <input type="checkbox"/> 導入しない					
建築物の環境配慮に係る設計をした建築士事務所					
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
当該届出に係る連絡先	所属・氏名				
	電話番号				
	電子メールアドレス				
公表について (届出者が個人の場合に記入)		届出者の住所及び氏名を公表することについて、 <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。			

届出される当該棟の面積を記入してください。(別棟の自転車車庫などは除く)

## 備考

- 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 「省エネルギー基準の適合状況」については、根拠資料を添付してください。

堺市受付欄

様式第2号(第4条関係)

## 堺市建築物環境計画変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

印

大阪府温暖化の防止に関する条例第18条第1項、第2項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称		副本の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YA29-〇〇	
建築物の所在地			
建築物環境計画書 届出年月日及び届 出番号		年 月 日	号
変更をし ようとする 事項	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更工事着手予定 年月日		年 月 日	工事完了予定 年月日
当該届出 に係る 連絡先	所属・氏名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※堺市受付欄			

備考 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第3号 (第6条関係)

## 堺市建築物工事取りやめ届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

印

大阪府温暖化の防止に関する条例第19条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">           副本の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YA29-〇〇         </div>		
建築物環境計画書届出 年月日及び届出番号	年 月 日	号	
工事取りやめ年月日	年 月 日		
当該届出 に係る 連絡先	所属・氏名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※堺市受付欄			

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第4号(第7条関係)

## 堺市建築物工事完了届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住 所(所在地)  
氏 名(名称)  
(代表者氏名)

印

大阪府温暖化の防止に関する条例第20条第1項、又は堺市建築物の総合環境  
配慮に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	副本の受付欄の番号を記入してください。 (例) 第YA29-〇〇 変更届出を提出した場合は、YB29-〇〇		
建築物の所在地			
建築物環境計画書届出 年月日及び届出番号	年 月 日	号	
工事完了年月日	年 月 日		
当該届出 に係る 連絡先	所属・氏名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※堺市受付欄			

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略  
することができます。

様式第6号(第11条関係)

## 堺市建築物環境性能表示届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

印

大阪府温暖化の防止に関する条例第23条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	副本の受付欄の番号を記入してください。 (例)第YA29-〇〇 変更届出を出した場合は、YB29-〇〇	
建築物の所在地		
建築物環境計画書届出 年月日及び届出番号	年 月 日	号
建築物環境性能表示を 表示した者	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 販売等受託者	
販売受託者	住所(所在地) 氏名(名称) (代表者氏名) 電話番号	該当する種別に チェックを入れてください。
広告に建築物環境性能 表示を最初に表示し、 又は表示させた日	年 月 日	
広告又はその写し	別添のとおり	
備考		
当該届出 に係る 連絡先	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※堺市受付欄		

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第7号(第11条関係)

## 堺市建築物環境性能表示変更届出書

年 月 日

堺市長殿

届出者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

印

大阪府温暖化の防止に関する条例第24条第1項、又は堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	副本の受付欄の番号を記入してください。 (例)第YA29-00	
建築物の所在地		
建築物環境計画書届出年月日及び届出番号	副本の受付欄の番号を記入してください。 (例)第YE29-00	号
建築物環境性能表示届出年月日及び届出番号	年 月 日	号
建築物環境計画変更届出年月日及び届出番号	副本の受付欄の番号を記入してください。 (例)第YB29-00	号
建築物環境性能表示を表示した者	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 販売等受託者	
販売受託者	住所(所在地) 氏名(名称) (代表者氏名) 電話番号	該当する種別に チェックを入れてください。
変更後の建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日	年 月 日	
広告又はその写し	別添のとおり	
備考		
当該届出に係る連絡先	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※堺市受付欄		

## 備考

- 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 備考欄に変更の概略を記載してください。

## 2 大阪府温暖化の防止等に関する条例（抜粋）と同施行規則（抜粋）

大阪府温暖化の防止等に関する条例（抜粋）	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（抜粋）
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象(以下「温暖化」という。)の防止等に関し、府、事業者、建築主等及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進並びにエネルギーを効率的に利用する発電設備について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 省略</p> <p>七 エネルギー エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。</p> <p>八 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。</p> <p>九 建築主 建築基準法第二条第十六号に規定する建築主をいう。</p> <p>十 建築主等 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第二条第四号に規定する建築主等をいう。</p> <p>十一 建築物の環境配慮 建築主等が建築物の新築、増築若しくは改築(以下「新築等」という。)又は維持保全を行う場合における環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮をいう。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。</p> <p>2 この規則において、「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋)	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(抜粋)
<p>(府の責務)</p> <p>第三条 府は、温暖化の防止等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。</p> <p>3 府は、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が設置し、又は管理する建築物について、環境への配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 府は、事業者、建築主及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(建築主の責務)</p> <p>第五条 建築主は、その建築等(新築等、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等(建築物省エネルギー法第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。)をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(府民の責務)</p> <p>第六条 府民は、日常生活において、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した機器等の購入その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化</p> <p>第三条一第七条 (略)</p> <p>第三章 建築物の環境配慮</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋)	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(抜粋)
<p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化(省略)</p> <p>第三章 建築物の環境配慮 (建築物環境配慮指針の策定)</p> <p>第十五条 知事は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 エネルギーの使用の抑制に関する事項</li> <li>二 資源及び資材の適正な利用に関する事項</li> <li>三 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項</li> <li>四 室内環境の向上に関する事項</li> <li>五 建築物の長期間の使用の促進に関する事項</li> <li>六 周辺地域の環境の保全に関する事項</li> <li>七 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項</li> </ol> <p>2 建築物環境配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p> <p>3 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>(建築主の環境配慮義務)</p> <p>第十六条 建築主は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、当該特定建築物に太陽光を電気に変換する設備その他のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源を利用する規則で定める設備の導入についての検討を行わなければならない。</p> <p>3 建築物(新築等に係る部分に規則で定める非住宅部分(建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有するものに限る。)の新築等をしようとする者は、当該建築物(非住宅部分に限る。)又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める非住宅部分を有する建築物の部分(非住宅部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。</p> <p>4 建築物(特定増改築(建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。)に係る部分に規</p>	<p>(特定建築物の規模)</p> <p>第十九条 条例第十六条第二項の規則で定める規模は、延べ面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積(建築基準法施行令第二条第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。)の合計)が二千平方メートルであるものとする。</p> <p>2 条例第十六条第二項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 太陽光を電気に変換する設備</li> <li>二 風力を発電に利用する設備</li> <li>三 水力を発電に利用する設備</li> <li>四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備</li> <li>五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備</li> <li>六 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備</li> </ol> <p>3 条例第十六条第三項の規則で定める非住宅部分は、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)(工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年/経済産業省令/国土交通省令/第一号)第十条第一号に規定する工場等をいう。)の用途に供する建築物の部分を除く。)の床面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。次項及び第二十四条において同じ。)の合計が一万平方米以上の建築物の非住宅部分とする。</p> <p>4 条例第十六条第四項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が一万平方米以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。</p> <p>5 条例第十六条第五項の規則で定める用途は、建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。)第七条第一項各号に掲げる用途とする。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例（抜粋）	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（抜粋）
<p>則で定める非住宅部分を有するものに限る。)の特定増改築をしようとする者は、当該建築物又はその部分(当該規則で定める非住宅部分を有する部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準(建築物エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>6 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たって、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のために講じようとする措置を評価しなければならない。</p> <p>(建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第十七条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>三 特定建築物の概要</p> <p>四 建築物の環境配慮のために講じようとする措置</p> <p>五 前条第六項の規定による評価の結果</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の規定による建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>3 特定建築主は、第一項の規定により届け出た建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。</p>	<p>(建築物環境計画書の届出)</p> <p>第二十条 条例第十七条第一項の規定による届出は、建築物環境計画書(様式第六号)を提出して行わなければならない。</p> <p>第二十一条 条例第十七条第一項の規定による届出は、同項の工事に着手する日の二十一日前までに行わなければならない。</p> <p>(建築物環境計画書の公表)</p> <p>第二十二条 条例第十七条第二項(条例第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(対策計画書の公表)</p> <p>第八条 条例第九条第二項(条例第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、条例第九条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに前条に規定する事項について、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 図書の縦覧</p> <p>二 インターネットの利用</p> <p>(建築物環境計画書の変更の届出)</p> <p>第二十三条 条例第十八条第一項の規定による届出は、変更をした日から三十日以内に、建築物環境計画変更届出書(様式第七号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第十八条第二項の規定による届出は、変更に係る工事に着手する日の十五日前までに、建築物環境計画変更届出書(様式第七号)を提出して行わなければならない。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例（抜粋）	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（抜粋）
<p>(建築物環境計画書の変更の届出)</p> <p>第十八条 前条第一項の規定による届出をした者(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者。次項において同じ。)は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第一項の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(工事の取りやめの届出)</p> <p>第十九条 特定建築主は、第十七条第一項の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(工事完了の届出)</p> <p>第二十条 特定建築主は、第十七条第一項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>第二十一条 特定建築主(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者)(特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては、管理者)(以下「特定建築主等」という。)は、特定建築物(第十七条第一項第四号に規定する措置の評価をした建築物の部分に限る。第二十五条において同じ。)の販売又は賃貸について、第十七条第一項の工事の完了後三年間規則で定める方法により広告をするとき(特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者(以下「販売等受託者」という。)が広告をするときを含む。)は、当該広告に同項第五号の評価の結果の要旨を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)を表示しなければならない。</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第二十四条 条例第十八条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 条例第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの(第十九条第三項に規定する非住宅部分又は同条第四項に規定する増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が一平方メートル以上になる変更を除く。)</p> <p>二 条例第十七条第一項第四号に掲げる事項の変更で、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合又は環境への配慮のための措置の内容を変更する場合において、その変更により同項第五号の評価結果に変更がないもの</p> <p>(工事取りやめの届出)</p> <p>第二十五条 条例第十九条第一項の規定による届出は、工事を取りやめた日以後速やかに、建築物工事取りやめ届出書(様式第八号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(工事取りやめの届出の公表)</p> <p>第二十六条 条例第十九条第二項の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項の工事を取りやめた旨について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(工事完了の届出)</p> <p>第二十七条 条例第二十条第一項の規定による届出は、条例第十七条第一項の工事が完了した日から十五日以内に、建築物工事完了届出書(様式第九号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(工事完了の届出の公表)</p> <p>第二十八条 条例第二十条第二項において準用する条例第十九条第二項の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び同項の工事が完了した日について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示を要する広告の方法)</p> <p>第二十九条 条例第二十一条の規則で定める方法は、特定建築物の販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告(その表示面積が六百二十三・七平方センチメートルを超えるものに限る。)を新聞紙、雑誌、ピラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する方法とする。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋)	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(抜粋)
<p>(建築物環境性能表示基準の策定)</p> <p>第二十二條 知事は、建築物環境性能表示について、その様式及び表示の方法に関する基準(以下「建築物環境性能表示基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、建築物環境性能表示基準を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>(表示の届出)</p> <p>第二十三條 特定建築主等は、第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。 )は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(表示の変更の届出)</p> <p>第二十四條 前条第一項の規定による届出をした者(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者) (特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては、管理者)は、前条第一項の規定による届出に係る建築物環境性能表示の記載事項の変更をした場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。 )は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>(建築物の環境配慮に係る措置の評価結果の説明)</p> <p>第二十五條 特定建築主等(販売等受託者を含む。 )は、当該特定建築主等に係る特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、第十七条第一項第五号の評価の結果の内容を説明するよう努めなければならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第二十六條 知事は、特定建築主等が建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主等に対し、建築物環境計画書又は建築物環境性能表示の内容について、指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>(建築物環境性能表示の表示の届出)</p> <p>第三十條 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築主等(販売等受託者を含む。以下同じ。 )が条例第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から十五日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第十号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の建築物環境性能表示届出書には、特定建築主等が建築物環境性能表示を最初に表示した同項の広告又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の届出の公表)</p> <p>第三十一條 条例第二十三条第二項の規定による公表は、条例第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに条例第二十一条の広告に建築物環境性能表示を表示した旨について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の変更の届出)</p> <p>第三十二條 第三十条の規定は、条例第二十四条第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十条中「建築物環境性能表示を」とあるのは「変更後の建築物環境性能表示を」と、同条第一項中「建築物環境性能表示届出書(様式第十号)」とあるのは「建築物環境性能表示変更届出書(様式第十一号)」と読み替えるものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の変更の届出の公表)</p> <p>第三十三條 第三十一条の規定は、条例第二十四条第二項において準用する条例第二十三条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第三十一条中「建築物環境性能表示」とあるのは、「変更後の建築物環境性能表示」と読み替えるものとする。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例（抜粋）	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（抜粋）
<p>（市町村の条例との調整）</p> <p>第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第十六条から第二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第三十八条から第四十条までの規定は、適用しない。</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進</p> <p>第二十七条～第三十六条 省略</p> <p>（顕彰の実施）</p> <p>第三十七条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。</p> <p>第七章 雑則</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 第九条第一項の規定による届出をした特定事業者 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る措置</p> <p>二 第十七条第一項の規定による届出をした特定建築主 建築物の環境配慮に係る措置</p> <p>三 第三十条第一項の規定による届出をした小売電気事業者等 電気の需給についての対策に係る措置</p> <p>四 第三十三条第一項の規定による届出をした者 発電設備の設置及び運転に係る措置</p>	<p>（条例と同等以上の効果が得られる市町村条例を有するものとして指定する都市）</p> <p>第三十四条 条例第二十七条の規則で定めるところにより指定する市は、大阪市とする。</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（省略）</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋)	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(抜粋)
<p>(勧告)</p> <p>第三十九条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第一項若しくは第三十一条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(勧告に従わない者の公表)</p> <p>第四十条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の процедуруを行わなければならない。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第四十一条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、堺市の区域に係るものは、堺市が処理することとする。</p> <p>一 第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項並びに第二十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二 第十七条第二項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項(第二十条第二項において準用する場合を含む。 )及び第二十三条第二項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。 )の規定による公表に関する事務</p> <p>三 第二十六条の指導及び助言に関する事務</p> <p>四 第三十八条の報告及び資料の徴収に関する事務(同条第二号に定める措置に係るものに限る。 )</p> <p>五 第三十九条の規定による勧告に関する事務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。 )</p> <p>六 前条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務(前号に掲げる事務に係るものに限る。 )</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十八年四月一日から同月二十一日までの間に条例第十五条第一項に規定する工事に着手しようとする者に対する第十八条の規定の適用については、同条中「同項の工事に着手する日の二十一日前までに」とあるのは、「この規則の施行の日以後、速やかに」とする。</p> <p>附 則(平成二十四年規則第七三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行により新たに改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。 )第三条第一号又は第二号に掲げる者に該当することとなる者(同条第三号に掲げる者にも該当することとなる者を除く。 )については、大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)第九条第一項の規定は、この規則の施行の日から一年間は、適用しない。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第三条各号のいずれかに該当する者が提出するこの規則の施行の日の前日の属する年度以前の年度を初年度とする計画期間に係る対策計画書、変更対策計画書及び実績報告書については、新規則第六条、様式第一号、様式第三号及び様式第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋)	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(抜粋)
<p>(規則への委任)</p> <p>第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成一八年条例第五四号)</p> <p>この条例は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二三年条例第五九号)</p> <p>この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二四年条例第五五号)</p> <p>この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二四年条例第九七号)</p> <p>この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二五年条例第四九号)</p> <p>この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二六年条例第一〇〇号)</p> <p>この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二七年条例第四〇号)</p>	<p>附 則(平成二四年規則第一一一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成二十四年七月一日から同月二十一日までの間に大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)第十六条第一項の工事に着手しようとする者であって、延べ面積(建築物の増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る面積に限る。以下同じ。)が二千平方メートル以上で、かつ、容積率の算定の基礎となる延べ面積が五千平方メートル以下の建築物の新築、増築又は改築をしようとする者に対する大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第十九条の規定の適用については、同条中「同項の工事に着手する日の二十一日前までに」とあるのは、「大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十四年大阪府規則第百十一号)の施行の日以後、速やかに」とする。</p> <p>附 則(平成二五年規則第八〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第三条各号のいずれかに該当する者が提出するこの規則の施行の日の前日の属する年度以前の年度を初年度とする計画期間に係る実績報告書の公表並びに変更対策計画書及び実績報告書については、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第十五条並びに様式第三号及び様式第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成二六年規則第八号)</p> <p>この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二六年規則第一二五号)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成二八年規則第二六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例（抜粋）	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（抜粋）
	<p>附 則(平成二八年規則第一五〇号) この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二九年規則第七四号) (施行期日) 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p> <p>附 則(平成二九年規則第一一〇号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則様式第十三号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則様式第十三号により作成した用紙として使用することができる。</p>

### 3 建築物環境配慮指針

条例では、知事が、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(建築物環境配慮指針)を定めるものとしています。建築主は、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮に努めなければなりません。

建築物環境配慮指針の全文は、次のとおりです。

#### 建築物環境配慮指針

制 定 平成 18 年 3 月 1 日

一部改正 平成 28 年 3 月 9 日

(改正施行 平成 28 年 4 月 1 日)

#### 1. 背景

建築物は、建物や敷地における太陽熱の蓄積などがヒートアイランド現象に大きな影響を与えており、また、設備機器のエネルギー消費などが地球温暖化の要因となっています。その他にも、建設時における資源の消費や、解体時の廃棄物の発生、開発による自然環境の減少など、様々な形で環境に影響を与えています。

一方で、建築物は、安全で豊かな生活を営むための社会資本として良好な居住環境を提供することはもとより、都市の一部として緑地やまちなみを形成するなど、それ自身が環境の構成要素としての役割も担っています。また、有効な資源として長寿命化を図る必要もあります。

このため、建築物については、地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとした様々な環境負荷を低減させるだけでなく、居住環境や緑地の形成など建築物自体の環境の質を向上させる取組みを含め、幅広い分野での環境配慮を総合的に推進していく必要があります。

大阪府では、建築物の環境配慮制度を定めた「大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成 17 年 10 月 28 日、大阪府条例第 100 号)」(以下「条例」といいます。)を制定し、平成 18 年 4 月から施行することとしました。

#### 2. 建築物環境配慮指針の位置付け

条例第 15 条第 1 項の規定により、知事が、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(建築物環境配慮指針)を定めるものとしています。

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合は、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

#### 3. 建築物の環境配慮を行う事項

建築物の環境配慮を行う事項は以下のものです。

建築物の環境配慮を行う事項		配慮する内容
1. エネルギーの使用の抑制に関する事項	建物の熱負荷抑制	外壁の方位室の配置計画、外壁や窓などの断熱性の向上、日射熱負荷の低減などによる建築物の熱損失の防止。
	自然エネルギーの利用	自然採光や自然換気・通気の活用や、太陽光発電システムや河川水利用ヒートポンプの採用などによる自然エネルギーの有効利用。
	設備システムの高効率化	空調や換気、照明、給湯、昇降機などの設備機器について、エネルギー効率の高いシステムを採用することなどによる省エネルギー化。
	エネルギーの効率的な運用	エネルギー消費量の計測、エネルギー管理の体制の整備などによる、設備機器の効率的な運用。
2. 資源及び資材の適正な利用に関する事項	水資源の保護	節水型機器の採用や、雨水利用・雑排水再利用システムの導入などによる水資源の保護。
	低環境負荷材の利用	リサイクル材料その他の資源循環に配慮した建築資材や、健康被害や環境影響の少ない資材の利用などによる、資源・資材の利用の適正化。

3. 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項	大気汚染の防止	ボイラーやタービン、エンジンなど燃料の燃焼させる機器について、設備や燃料の対策などによる大気汚染の抑制。
	騒音・振動・悪臭の防止	空調施設や換気機器が発生する騒音・振動や、廃棄物の保管・集積に伴う悪臭について、対策設備や発生源の配置などによる、騒音・振動・悪臭の防止。
	風害、日照阻害の抑制	風向・風速の調査や、風害の発生予測、風害を抑制するための対策、隣地への日影についての対策などによる風害、日照阻害の抑制。
	光害の抑制	屋外照明器具や屋内照明の漏れ光や、広告物等の照明、屋間の太陽光反射の対策などによる光害の抑制。
	ヒートアイランド現象の抑制	建物の配置による風通しの確保や、太陽熱の蓄積の防止、人工排熱量の低減の取り組みなどによる敷地外への熱的負荷の低減。
	地域インフラへの負荷抑制	雨水の地面浸透対策や、汚水の高度浄化、ごみの分別回収や減容化・減量化するための施設の導入などによる地域インフラへの負荷の低減。
4. 室内環境の向上に関する事項	音環境の向上	暗騒音レベルの低減や、遮音性能、吸音率向上などによる騒音の低減。
	温熱環境の向上	室温や湿度の適切な設定や、断熱性能の向上、室内の温度差や気流速度が少なくなるような空調制御の導入などによる快適な温熱環境の確保。
	光・視環境の向上	効果的な昼光利用や、庇やブラインドによるグレア対策、適切な照度の確保、きめ細かな照明制御などによる光・視環境の向上。
	空気質環境の向上	有害化学物質の少ない建材の利用や、適切な換気、喫煙の制御などによる室内空気汚染の低減。
	室内空間の機能性、快適性の向上	広さの確保や、バリアフリーへの対応、インテリア計画などによる室内空間の機能性、快適性の向上。
5. 建築物の長期間の使用の促進に関する事項	耐久性・信頼性の確保	耐震性や免震性能の確保や、耐用年数の高い部品・部材の採用、災害時や緊急時に対応できる設備機器の計画などによる耐久性・信頼性の確保。
	用途変更や設備更新への対応性の確保	室内の空間形状や荷重のゆとり、設備の更新を考慮した建物設計などによる、用途変更や設備更新への対応性の確保。
6. 周辺地域の環境の保全に関する事項	生物環境の保全と創出への配慮	既存の地形、緑地、水辺等の保存や、生態系の保全に資する緑地の推進などによる生物環境の保全と創出。
	まちなみ・景観への配慮	周辺環境に応じた建物の高さや形状、配置の工夫や、公開空地、外構等の確保などによるまちなみ・景観への配慮
	地域性・アメニティへの配慮	建築物と地域の風土、歴史、文化との融合や、周辺住民との交流拠点の整備などによる地域社会への配慮

#### 4. 建築物の環境配慮措置の評価

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合、その建築物における環境配慮のために講じようとする措置を評価することとします。

大阪府では、建築物の環境配慮の取組みを評価する手法(以下「大阪府建築物環境配慮評価システム」といいます。)を構築しました。これは、地球温暖化やヒートアイランド対策として、省エネルギー対策・緑化・建築物表面及び敷地の高温化抑制という3つの項目を重点的に評価する「大阪府の重点評価」と、国土交通省の支援の下に(財)建築環境・省エネルギー機構が開発した建築物総合環境性能評価システム(CASBEE-建築(新築))から成り立っています。

評価は、原則として、大阪府建築物環境配慮評価システムによって実施しますが、市町村が、地域の特性や施策の重要性などを踏まえ、府と協議の上、独自の評価手法を定める場合には、当該市町村内の建築物は、市町村の評価手法により評価を行うものとします。

## 4 建築物の環境配慮技術の手引き

大阪府では、建築主や設計者の皆様が、条例に基づき、建築物の環境配慮を実施するにあたり、建築物の条件に応じた効果的な手法を選択できるよう、「建築物の環境配慮技術手引き」を取りまとめました。

建築物環境配慮指針の内容を踏まえ、建築物の環境配慮技術として、地球温暖化対策やヒートアイランド対策に関するものを中心に引き上げ、その概要や環境改善効果、活用事例、設計・施工の留意点などを、写真や図解を交えて分かりやすく記載しています。

また、環境配慮技術の建築物への導入事例や、既存建築物の改修事例についても具体的に紹介しています。

この手引きは、大阪府ホームページからダウンロードできます。

建築物の環境配慮に取り組む際には、ぜひご活用ください。

大阪府 環境配慮

検索

資料編

## 5 おおさか環境にやさしい建築賞

### おおさか環境にやさしい建築賞の概要

大阪府・大阪市では、地球温暖化やヒートアイランド現象防止等、環境への配慮に優れた建築物を表彰する顕彰制度を行っています。

この制度は、「大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成18年4月1日施行)」(以下「府条例」という。)および「大阪市建築物の環境配慮に関する条例(平成24年4月1日施行)」に基づき実施するもので、環境配慮の模範となる建築物を表彰することにより、環境に配慮した建築物の普及促進及び府民の意識啓発を図ることを目的としています。

対象	府条例第17条に基づく届出建築物で、原則として表彰の前年度に完成した建築物(国、大阪府が設置管理する建築物は除く)を対象とします。※
審査・選考	届出があった建築物環境計画書の内容(CASBEE、重点評価、完成後の建築物確認等)により、大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会(以下「検討会」という。)の意見を踏まえ審査・選考します。
賞の種類	建築主、設計者等に、次の賞を授与します。 ・大阪府知事賞(1点) ・部門賞(住宅部門、事務所部門、商業施設その他部門)
制度の施行	平成19年4月1日施行(平成19年度から表彰を実施)
検討会	<a href="#">大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会の概要</a> <a href="#">大阪市建築物環境配慮推進委員会(外部サイト)</a>

※大阪市内の物件については、大阪市内において選定します。

■詳しくは、大阪府の「建築物環境配慮制度」のホームページをご覧ください。

([http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_shinsa/casbee\\_index.html/](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index.html/))

## 6 堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱

### 堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低炭素都市「クールシティ・堺」の一層の推進を図るための施策を定めるとともに、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号。以下「府条例」という。）第41条に基づき、府条例及び大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（平成18年大阪府規則第84号）の施行について必要な事項を定める。

(重点項目)

第2条 府条例第15条第1項に規定する建築物環境配慮指針において、次に掲げる事項を重点的に評価するものとする。

- (1) 二酸化炭素の排出量の削減対策
- (2) 省エネルギー対策
- (3) 地球温暖化対策
- (4) 緑化対策
- (5) 安全で快適な暮らしに関する事項

(計画書の届出等)

第3条 次に掲げる建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「建築主等」という。）は、工事に着手する日の21日前までに、建築物の環境への配慮のための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を堺市建築物環境計画書（様式第1号）により市長に届け出ることができる。

(1) 建築物（建築物の増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の述べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物（一戸建ての住宅を除く。）

(2) 一戸建ての住宅（新築に限る。）

2 建築物の延べ面積が300平方メートル以上の建築物で、建築工事が終了した日から1年を経過するもの（一戸建ての住宅を除く。）（第14条において「既存建築物」という。）の所有者は、建築物環境配慮計画を堺市建築物環境計画書により市長に届け出ることができる。

3 前2項に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 建築物の概要
- (4) 建築物の環境配慮のために講じようとする措置
- (5) 前号に規定する措置の評価結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 第1項の建築主等及び第2項の所有者（以下「届出者」という。）は、第1項又は第2項の規定により届け出た建築物環境配慮計画に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

#### (計画書の変更の届出)

第4条 建築主等は、工事が完了する日までに前条第1項の規定により届け出た前条第3項第1号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに、堺市建築物環境計画変更届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する変更については、この限りでない。

(1) 前条第3項第3号に掲げる事項の変更で、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の増加を伴わないもの

(2) 前条第3項第4号に掲げる事項の変更で、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合又は環境への配慮のための措置の内容を変更する場合において、その変更により同項第5号の評価結果に変更がないもの

2 前条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

#### (公表)

第5条 市長は、第3条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による届出があったときは、第3条第3項第1号から第5号までに掲げる事項について、次に掲げる方法により公表するものとする。ただし、同項第1号の事項に係る公表については、届出者が個人である場合であって、公表について届出者の同意が得られないときは、この限りでない。

(1) 図書の縦覧

(2) インターネットの利用

#### (工事取りやめの届出)

第6条 建築主等は、工事を取りやめたときは、工事取りやめの日以降速やかに、堺市建築物工事取りやめ届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、工事取りやめの日について前条各号に規定する方法により公表するものとする。

#### (工事完了の届出等)

第7条 建築主等は、工事が完了したときは、工事が完了した日から15日以内に、堺市建築物工事完了届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、工事が終了した日について第5条各号に規定する方法により公表するものとする。

#### (指導及び助言)

第8条 市長は、建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、届出者に対し、建築物環境計画の内容について、指導又は助言を行うことができる。

#### (建築物環境性能表示の表示)

第9条 届出者は、第3条第3項第5号に規定する評価結果として届け出た堺市建築物の総合環境配慮制度(建築環境総合性能評価システム(以下「CASBEE」という。)及び第2条に規定する重点項目により建築物の環境への配慮、室内の快適性、景観への配慮等について総合的な評価をする制度をいう。)による自己評価の結果を次に掲げる方法により表示することができる。

(1) 新聞、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものへの掲載

(2) インターネット、電子メール等への掲載

### (3) 建築物の敷地内における看板等への掲載

#### (建築物環境性能表示の様式)

第10条 届出者は、府条例第17条第1項第5号に規定する評価結果として届け出た堺市建築物の総合環境配慮制度による自己評価の結果を表示する場合は、堺市建築物環境性能表示(様式第5号(甲))により表示しなければならない。

2 届出者は、前条の規定により自己評価の結果を表示する場合は、次の各号に定める様式により表示しなければならない。

(1) CASBEE及び第2条に規定する重点項目による評価を行なった場合、堺市建築物環境性能表示(様式第5号(甲))

(2) 第2条に規定する重点項目による評価のみを行なった場合、堺市建築物環境性能表示(様式第5号(乙))

#### (表示の届出等)

第11条 第9条の規定により堺市建築物環境性能表示を初めて広告等へ表示したときは、当該表示をした日から15日以内に、堺市建築物環境性能表示届出書(様式第6号)に当該広告等又はその写しを添付して市長に届け出なければならない。

2 第4条の規定による届出により堺市建築物環境性能表示の内容を変更した場合には、当該変更後の堺市建築物環境性能表示を初めて広告等へ表示した日から15日以内に、堺市建築物環境性能表示変更届出書(様式第7号)に当該広告等又はその写しを添付して市長に届け出なければならない。

#### (表示に係る検査)

第12条 市長は、前条の届出があった場合で、必要があると認めるときは、当該届出に係る表示について検査を実施するものとする。

#### (遵守事項)

第13条 第9条の堺市建築物環境性能表示を広告等へ表示するときは、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他関連法令を遵守し、適正な表示を行わなければならない。

#### (表示の有効期限)

第14条 堺市建築物環境性能表示は、新築の建築物にあっては建築物の工事が完了した日から3年、既存建築物にあっては第3条第2項の規定により届出を行った日から5年を超えて表示することができない。

#### (表彰)

第15条 市長は、本市内の建築物における環境への配慮について、特に優れた取組みをした者に対し、表彰を行うものとする。

#### (委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 平成24年7月1日から同月21日までの間に、この要綱による改正後の堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項に規定する工事に着手しようとする者で述べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物の増築又は改築及び1戸建ての住宅の新築をしようとする者に対する新要綱第3条第1項の規定の適用については、同項中「工事に着手する21日前までに」とあるのは、「この要綱の施行の日以後」とする。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



**CASBEE 堺** 堺市建築物の総合環境配慮制度マニュアル(改訂版)

2011年8月 発行

2015年3月 改訂版

2018年3月 改訂版

本市は『CASBEE堺』の運用と共に、環境性能の高い建築物の普及を促進し、居住環境への環境負荷を低減させることにより、次世代に豊かで良好な環境を引き継ぎ、人と環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

「快適な暮らし」と「まちの賑わい」が持続する低炭素都市



「クールシティ・堺」

**堺市建築物の総合環境配慮制度の問合せ先**

堺市 建築都市局 開発調整部 建築安全課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7936

CASBEE 堺

検索

2018年3月発行